

第2次 豊橋市教育振興基本計画

後期計画（案）

＜令和8年度～令和12年度＞

豊橋市教育委員会

一目次一

| | | |
|-----|------------------------|----|
| I | 第2次豊橋市教育振興基本計画後期計画について | 4 |
| 1 | 策定にあたって | 4 |
| (1) | 策定の趣旨 | 4 |
| (2) | 計画の位置づけ | 5 |
| (3) | 計画の期間と構成 | 5 |
| 2 | 教育を取り巻く状況 | 6 |
| (1) | 社会潮流と課題認識 | 6 |
| (2) | 豊橋市教育振興基本計画前期計画の成果と課題 | 12 |
| (3) | まとめ | 16 |
| 3 | 後期計画のポイント | 17 |
| 4 | 政策の体系 | 18 |
| 5 | 取り組みの柱 | 20 |
| 6 | 推進にあたって | 76 |

附属資料

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 1 | 第2次豊橋市教育振興基本計画後期計画策定会議 | 78 |
| (1) | 設置要綱 | 78 |
| (2) | 委員名簿 | 80 |
| 2 | 策定経過 | 81 |
| 3 | 用語説明 | 82 |

I 第2次豊橋市教育振興基本計画後期計画について

1 策定にあたって

(1) 策定の趣旨

教育基本法では、地方公共団体はその地域の実情に応じて、教育の振興のための施策に関する基本的な計画である教育振興基本計画を定めることを努力義務として規定しています。

子どもたちの日常に大きな影響をおよぼした新型コロナウイルス感染症は、2023年に5類に移行し、これまでの非接触・非対面による生活様式からコロナ禍以前の教育環境に徐々に戻りつつあります。この間、GIGAスクール構想をはじめとしたICT環境の整備が飛躍的に進み、仮想空間と現実空間を高度に融合したシステムによる、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society5.0）が現実のものとなるなど、社会の構造は劇的に変化しています。

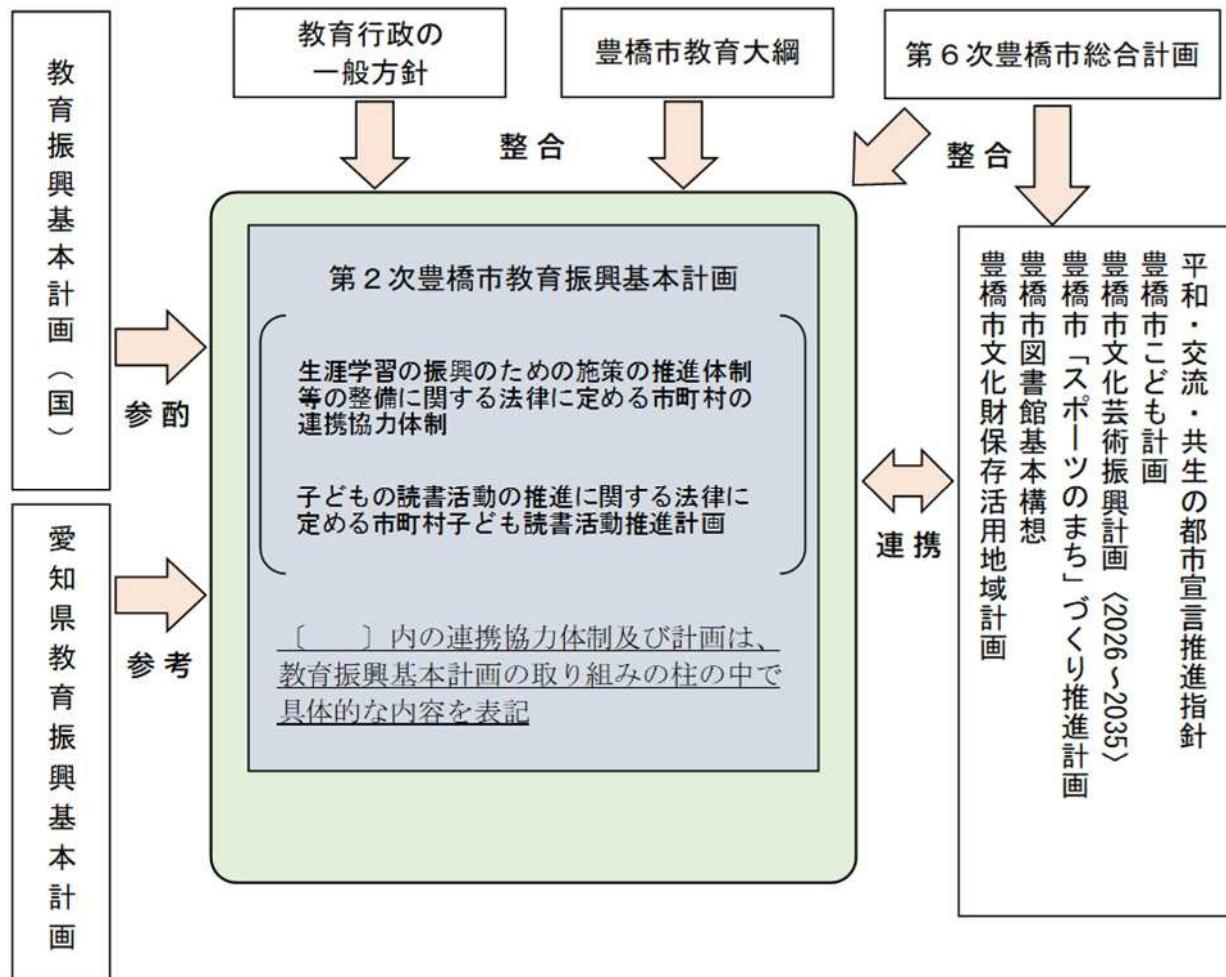
中央教育審議会は2021年「令和の日本型学校教育」の構築をめざす答申を発表し、主体的・対話的で深い学びの視点をもった学びのあり方として、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を新たに示したほか、2023年に閣議決定された国の第4期教育振興基本計画では、2040年以降の社会を見据えた教育政策における総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が示されました。

また、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行され、本市においても2025年に「豊橋市こども計画」が策定されました。子どもたちに対する施策について、就学前の段階から相互に連携を図り、教育行政を展開していく重要性が増しています。

日々刻々と変化する社会の状況を的確に捉え、未来を創る教育を推進していくために、今回、第2次豊橋市教育振興基本計画前期計画の取り組みを検証し、より効果的で効率的な教育行政を進めるため、今後5年間を計画期間とする第2次豊橋市教育振興基本計画の後期計画を策定します。

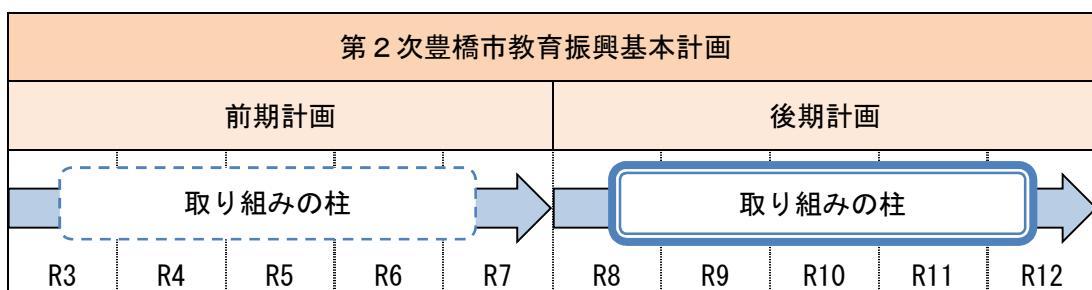
(2) 計画の位置づけ

本計画は、国の定める教育振興基本計画を参酌しつつ、教育行政の一般方針、豊橋市教育大綱、第6次豊橋市総合計画との整合性を図ります。



(3) 計画の期間と構成

第2次豊橋市教育振興基本計画の計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間です。前期計画の成果と課題を踏まえ5年間で中間見直しを行い、後期計画における「取り組みの柱」を策定します。



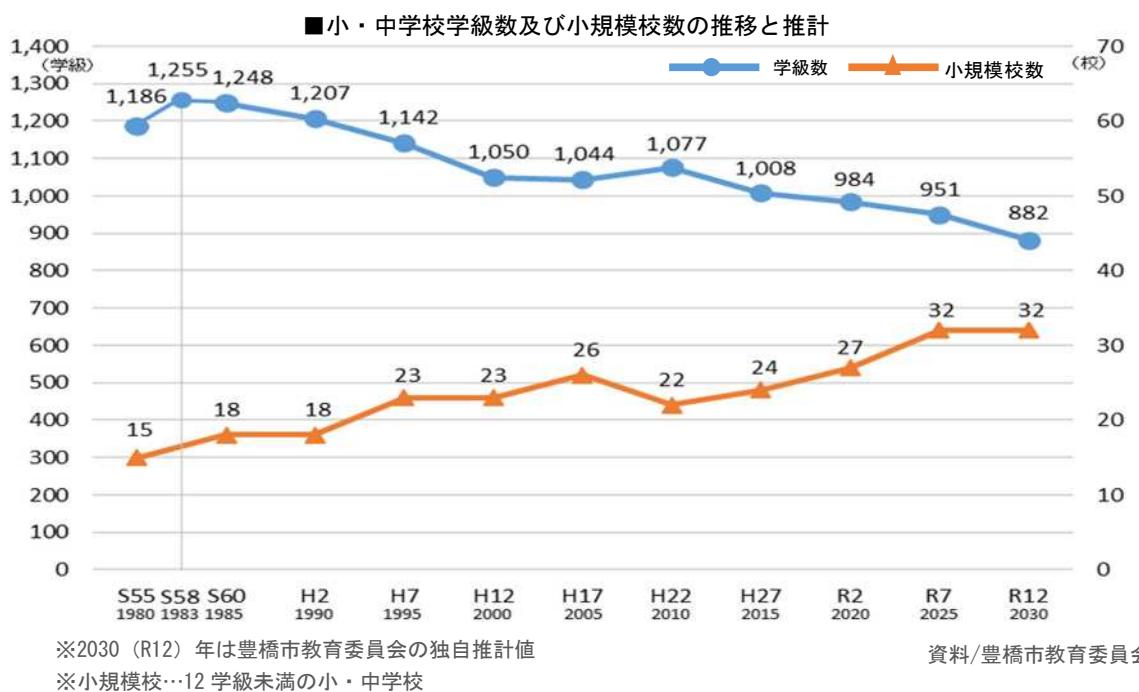
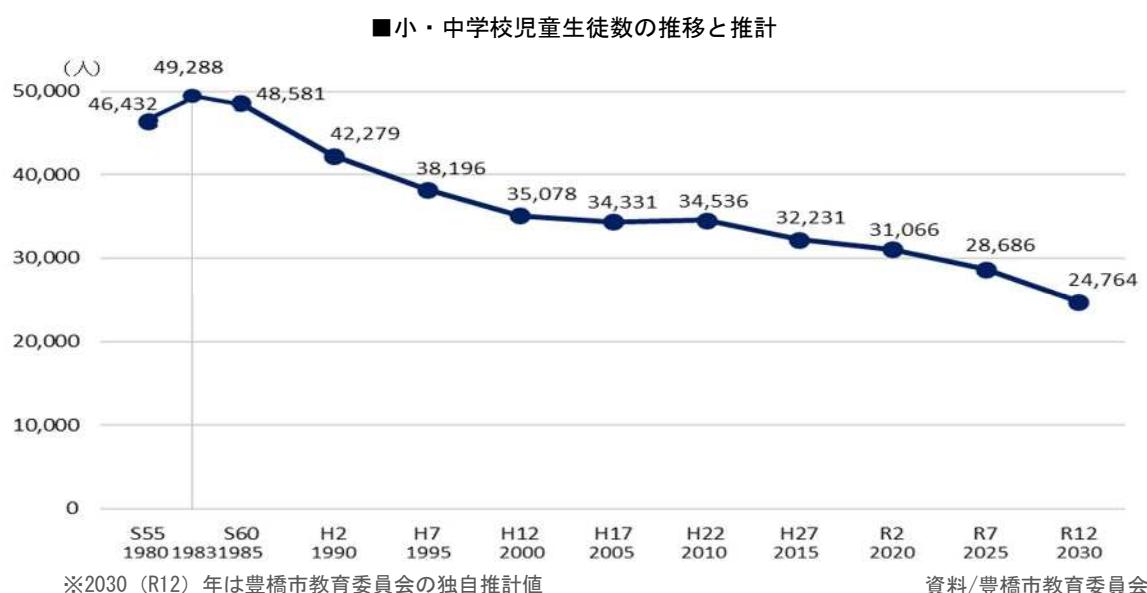
2 教育を取り巻く状況

(1) 社会潮流と課題認識

①児童生徒数の減少

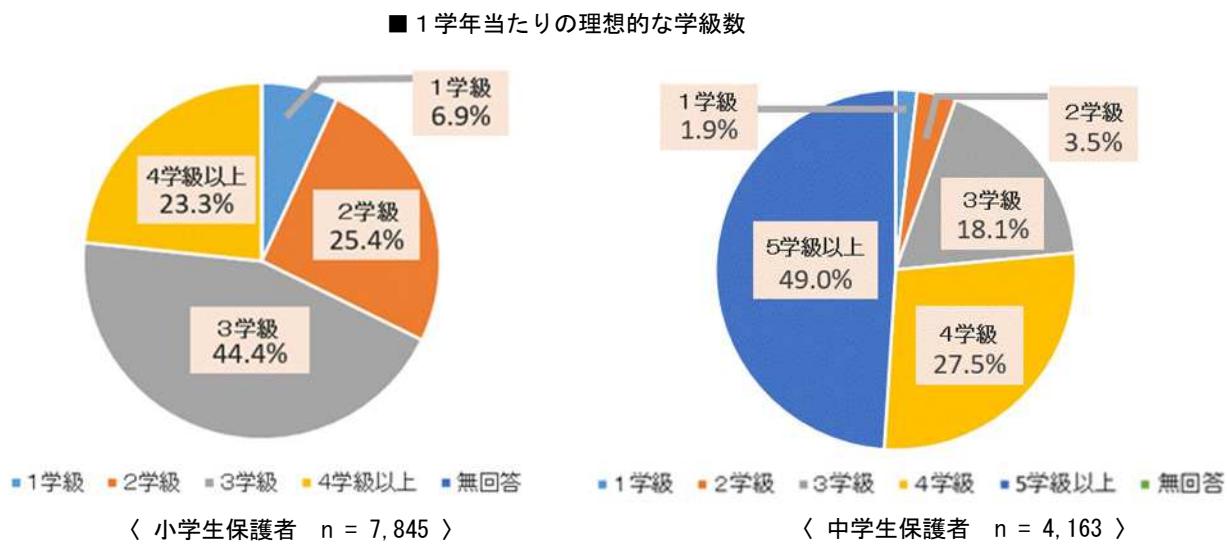
本市の小・中学校の児童生徒数は1983年の49,288人をピークに、2025年には約20,000人減少し、28,686人となりました。また、現在の出生数から見た将来の児童生徒数は、2030年に25,000人を割り込むことが見込まれており、今後も減少傾向が続くと考えられます。

また、小・中学校の学級数は、1983年の1,255学級から、児童生徒数の減少に伴い、2030年には882学級まで減少することが見込まれており、小規模校と呼ばれる、学校全体で12学級未満の学校が今後も増加する傾向にあります。



2022年に1学年当たりの理想的な学級数について児童生徒の保護者に調査を行った結果、小学校児童保護者の93.1パーセントが2学級以上を、中学校生徒保護者の94.6パーセントが3学級以上を理想的な学級数と回答しています。

児童生徒数の減少が続く中、子どもたちが交流や体験を通じて切磋琢磨する機会を増やすとともに、変化の激しい社会で自分らしく生きるために必要な資質や能力を育むための学習環境を確保するなど、子どもたちにとって、真に望ましい教育環境を整えていく必要があります。

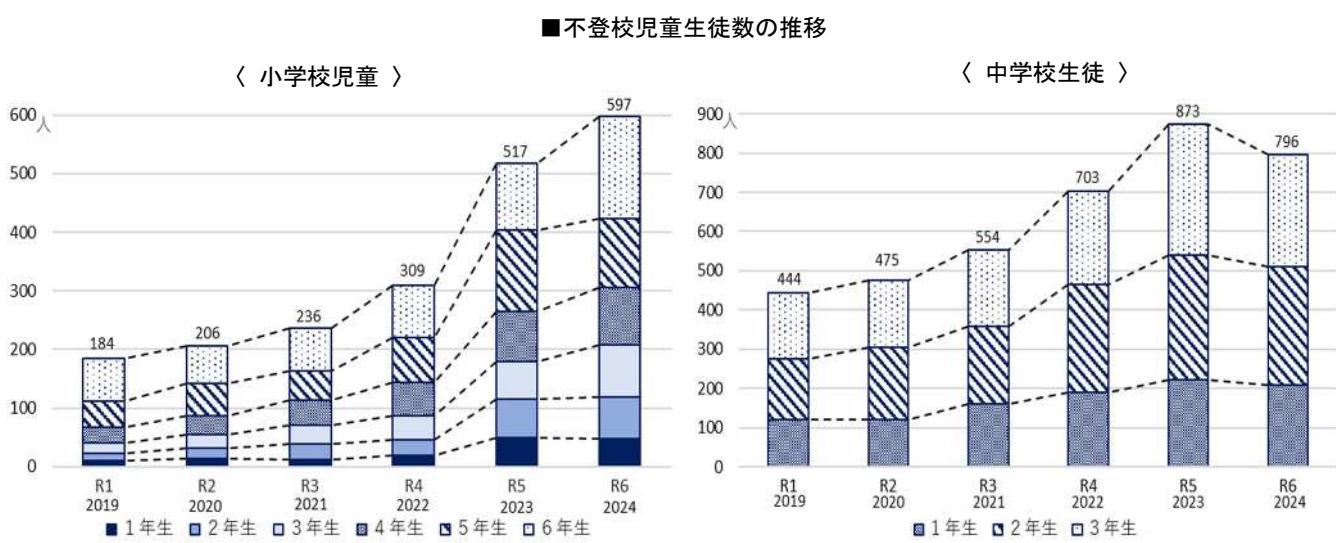


②不登校児童生徒数の増加

本市の不登校※児童生徒数は増加傾向にあり、2019年の628人から2024年では1,393人と、2倍以上の増加となっています。小学校の不登校児童数が特に増加しており、近年は、不登校の低学年化が進んでいます。

そのため、不登校に至る原因や要因を丁寧に把握するとともに、不登校児童生徒が安心して過ごすことができる居場所づくりを進めていく必要があります。

※年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの

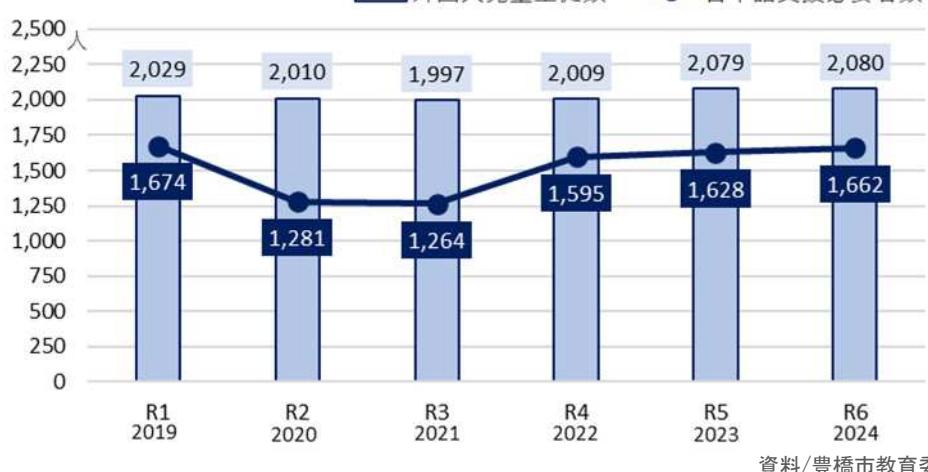


③教育的ニーズの多様化

2020年度から実施された学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の視点をもって授業改善を進めていくこととされました。子どもたちが学習に興味・関心をもつ工夫をしていくとともに、お互いに対話しながら学ぶグループ学習などを積極的に進めていくことで、目の前の事象から解決すべき課題を見いだし、主体的に考え、協働的に議論し、納得解を生み出す力を身に付ける教育を進めていく必要があります。

本市には外国籍の児童生徒も多数在籍しており、多様な価値観や文化的背景に触れることで、より社会を豊かにするという価値観の醸成や、グローバル人材の育成を進めていく必要があります。一方で、来日して間がなく、日本語の習得が十分でない状況で小・中学校に編入学する児童生徒数は依然として多く、適切な日本語支援を行っていく必要があります。

■外国人児童生徒数及び日本語指導が必要な児童生徒数の推移



資料/豊橋市教育委員会

また、特別支援教育のニーズも増加しており、各学校の特別支援学級に在籍する児童生徒が増えています。学校生活での学習面や行動面などにおいて、一人ひとりの特性に応じた集団における授業の工夫や、校内の支援体制の構築を進めていく必要があります。

そのほかにも、家庭が経済的な困窮状態にあり困難を抱える児童生徒がいます。多様化する教育的ニーズに対して、柔軟かつきめ細かな対応や支援を行っていく必要があります。

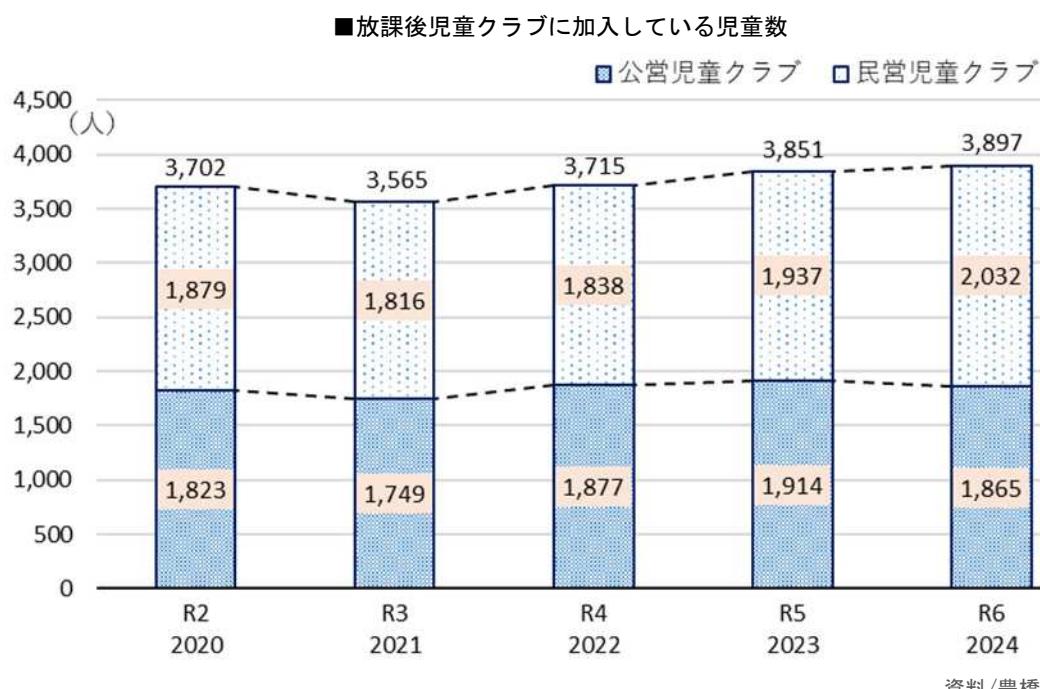
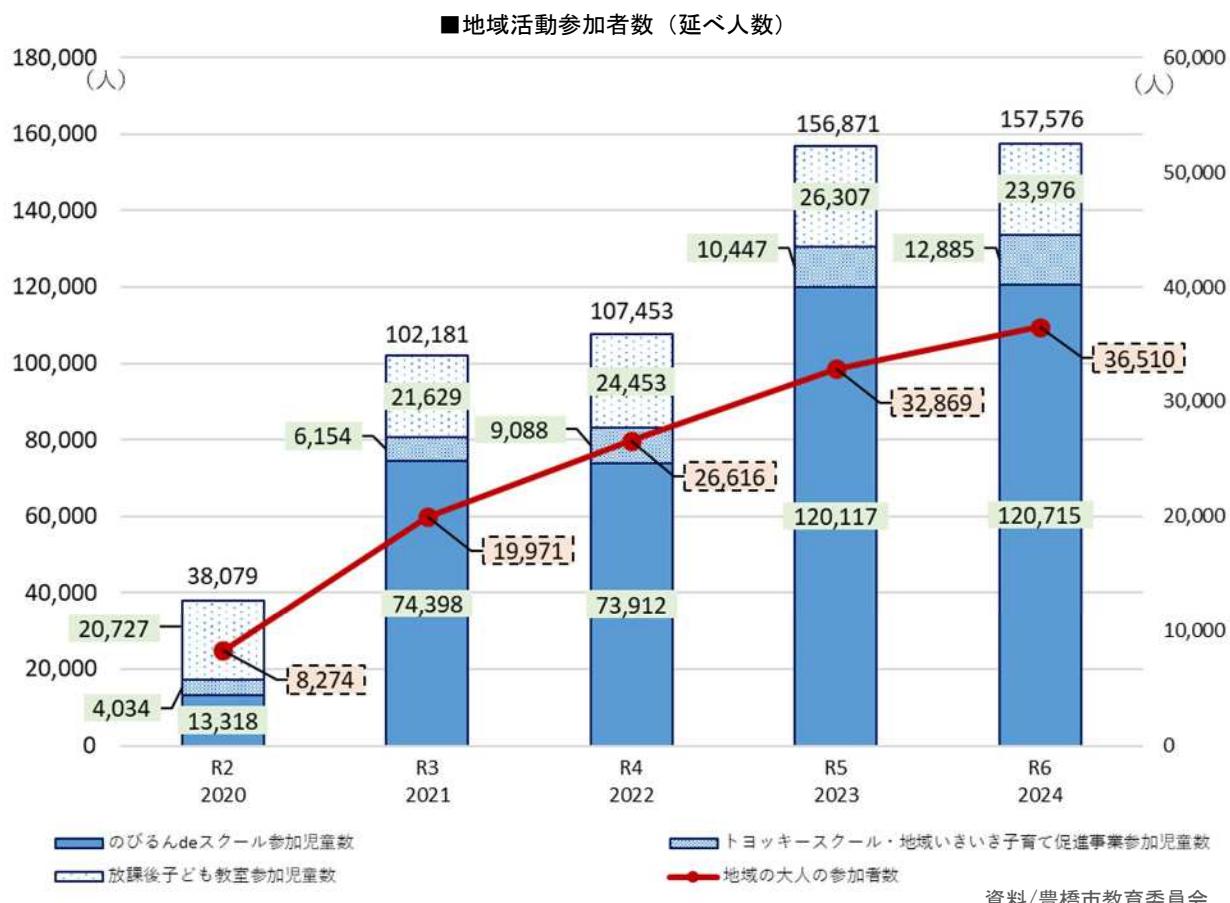
■特別支援学級に在籍する児童生徒数



資料/豊橋市教育委員会

④地域教育の推進

家族形態の変化、人々の価値観や生活様式の多様化などによって地域との結びつきや人と人とのつながりの希薄化が社会問題となっています。これまでも地域の創意工夫を生かした特色のある学校づくりを進めてきましたが、子どもたちの豊かな社会性や人間性をより育むため、教育課程の内外を問わず様々な体験の機会を子どもたちが享受できるよう、学校・家庭・地域が一体となって、教育の地域展開を一層推進していく必要があります。



⑤情報通信技術（ICT）の技術革新

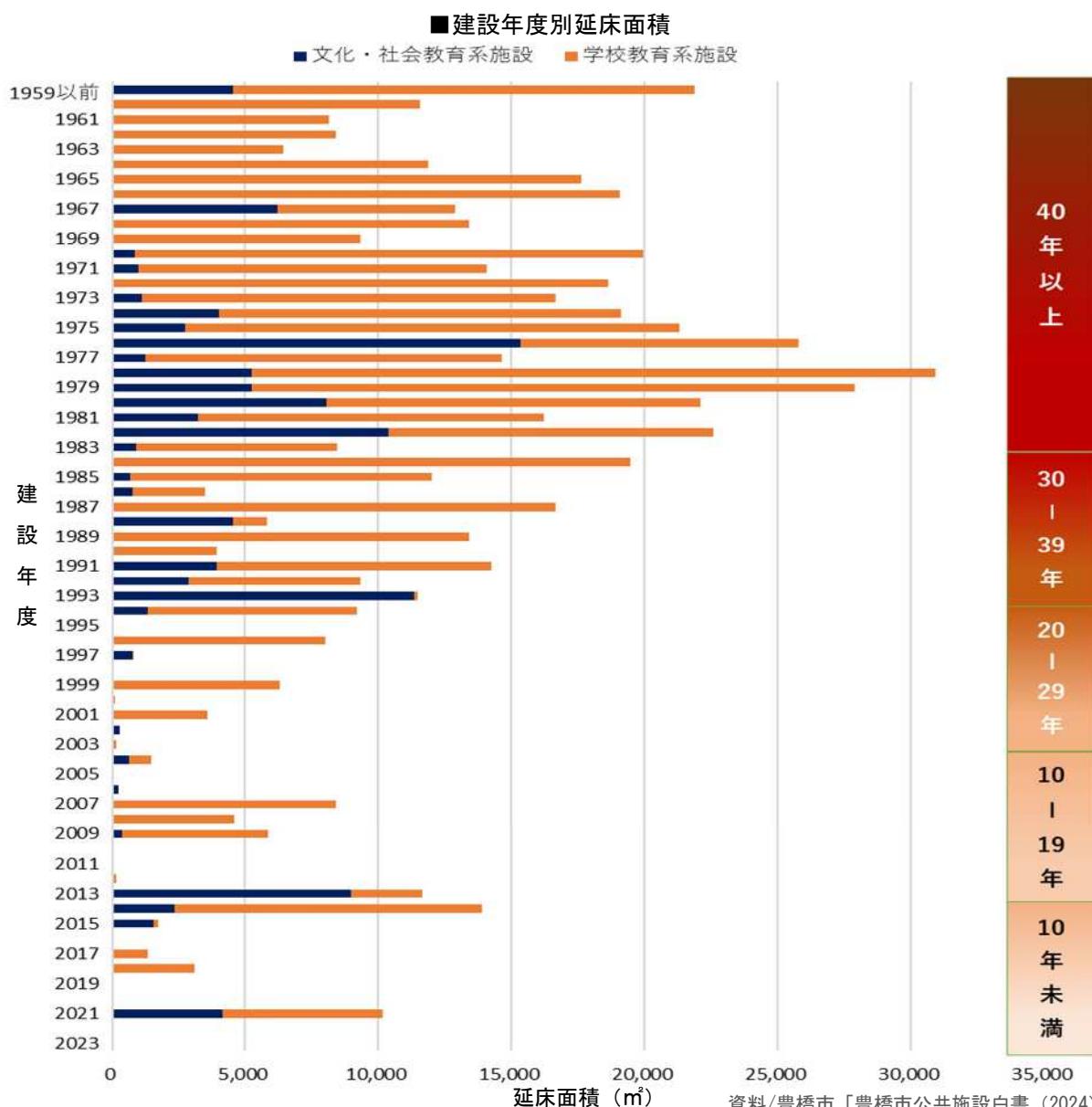
IoT や AI 等をはじめとする技術革新の急速な進展により、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society5.0）の到来が現実のものとなってきています。

本市の学校においても、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に加速した GIGA スクール構想のもと、1 人 1 台端末や、高速大容量の通信ネットワークなど ICT 環境の整備が飛躍的に進みました。今後も、端末の日常的な活用とともに、これまでの実践と ICT を最適に組み合わせ、学校教育における様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていく必要があります。

⑥学校施設・社会教育施設の老朽化

1970 年代～1980 年代にかけて建築された学校施設や社会教育施設が更新時期を迎えており、老朽化対策が課題となっています。建設後 40 年以上経過している建物（延床面積）は 6 割を超えており、保全工事を計画的に実施していく必要があります。

良好な学習環境、児童や生徒等の安全の確保を第一に、地域の活動拠点や災害時における防災拠点として学校が果たしている役割を念頭に置いたうえで、地域の実情に合わせ、他の公共施設との複合化を含めた長期的かつ効率的な施設運用について検討していく必要があります。



⑦持続可能な社会の実現

2015年 の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。17の目標と169のターゲットからなるSDGsは、持続可能な世界を実現するため、地球上の「誰一人取り残さない」ことが誓われています。

本市でも、「持続可能な開発のための教育（ESD）」の一環として、地域の諸団体や企業等との連携、異校種との連携を図るなど、SDGsの達成につながる学びを積極的に行ってきました。SDGsの目標達成年である2030（令和12）年に向けて、引き続き、現代社会が抱える環境、社会、経済の問題を自らの問題として捉え、身近なところから問題解決に取り組むことで、持続可能な社会づくりの担い手を育成する必要があります。

このように教育を取り巻く課題が複雑化かつ多様化し、現代は「VUCA※」と呼ばれるように、将来の予測が困難な時代となっています。そのような時代において、生涯にわたって一人ひとりが学び続け、豊かな人間関係を築き、ともに支え合い、誰もが自らの道を自分らしく歩むことで、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるウェルビーイングの実現を図っていく教育を展開することが必要となっています。

※Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）

(2) 豊橋市教育振興基本計画前期計画の成果と課題

①学校教育の推進

【成果】

- ・八町小学校「イマージョン教育コース」を全学年で展開し、グローバル社会で活躍できる人材の育成に取り組みました。
- ・市内小中学校等児童生徒へ1人1台タブレット端末を配布するとともに、ICT支援員を配置した「GIGAサポートセンター」を設置し、タブレット端末を活用した授業を展開することで、個別最適な学びや協働的な学びを目指す「とよはし版GIGAスクール」を推進しました。
- ・市立小中学校及びくすのき特別支援学校において学校給食の無償提供や学校給食費の半額軽減を実施し、保護者の負担軽減を図りながら、子どもたちに安全・安心な学校給食を提供するとともに、学校給食を活用した食育や地産地消を推進しました。
- ・教職員の負担軽減を図るため、市内全小中学校等に校務支援員を配置したほか、休日部活動の地域展開、校務支援システムの導入、教職員研修等のオンライン化など、さまざまな取り組みを実施しました。
- ・来日して間もない外国人児童生徒が、安心して学校生活を送ることができるようするため、外国人児童生徒相談コーナーや外国人児童生徒初期支援コース「きぼう」「みらい」において、きめ細かな日本語指導や生活適応支援などの初期支援を行いました。
- ・「エールーム」を市内4つの中学校に設置し、学校に行きづらさを感じる子どもが安心して活動できる居場所づくりを進めました。

【課題】

- ・子どもを取り巻く環境が多様化・複雑化する中、多様な教育ニーズへの対応が求められています。すべての子どもたちの可能性を引き出すため、ICT等を活用した個別最適な学びや協働的な学びをより一層充実させ、子どもたちの「学びたい」という気持ちを引き出すことのできる教育環境の整備を進めていく必要があります。
- ・国のGIGAスクール構想に合わせ、タブレット端末の更新とより効果的・魅力的な学習ソフトの導入、校内ネットワーク等学習環境の快適化に取り組む必要があります。
- ・教職員の就労環境が広く社会に周知されるようになり、教職員の多忙化解消が強く求められています。ICTや地域人材のほか、各種支援員を有効に活用していく必要があります。
- ・暑熱環境が進む中、子どもたちの安全確保と学習環境の向上が求められています。
- ・学校における外国語対応についての相談件数が増加しています。また、従来のポルトガル語、タガログ語に加えて、近年は、中国語やインドネシア語、ベトナム語の需要が高まっており、さまざまな言語に対応できる体制を整えていく必要があります。
- ・不登校児童生徒の低年齢化が進んでおり、小学校においても、不登校児童が増加しています。年齢層に応じた不登校対策を進めるとともに、生涯学習センターやフリースクールといった、地域や民間の力を活用し、子どもたちの居場所づくりを進めていく必要があります。

②子育て支援・児童福祉の充実

【成果】

- ・保育士確保のため、官民一体でのイベント開催や潜在保育士の就職支援を行うとともに、市独自での処遇改善の実施や保育支援者の雇用に対する助成を行い、保育の人材確保や負担軽減を図りました。
- ・要保護児童対策ネットワーク協議会の関係機関と連携し、児童虐待への対応を行いました。また、子育てに不安を抱える家庭や見守りが必要な家庭に対して、子育て世帯訪問支援事業や支援対象児童等見守り強化事業等を実施し、児童虐待に至らないよう予防支援を行いました。
- ・ヤングケアラーの周知啓発と理解促進のため、関係機関向け研修会の開催や学校訪問による周知と把握を行い、相談支援への理解を深めました。学生向けフォーラムや居場所支援などを通して、子どもの声を直接聴き取り、必要な支援について検討を行いました。

【課題】

- ・共働き世帯の増加や企業の定年延長に伴う祖父母の就労の継続など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化しており、家庭だけでなく社会全体で子育てをする意識の形成が必要となっています。
- ・保育士の配置基準の見直しや子育てに関するニーズの多様化に伴い、保育現場や子育て支援に関わる人手が不足していることから、サービスを提供する側の人材確保が急務となっています。

③生涯学習の推進

【成果】

- ・市民大学トラムでは、市内3大学や東三河市町村と連携した講座や社会的課題をテーマにした多種多様な講座を開催したほか、すべての生涯学習センターでオンライン講座を同時に開催できる環境を整えることで、生涯学習機会の充実を図ることができました。
- ・退職教員や学生スタッフなどの地域人材による学習支援を行う「地域未来塾ステップ」を開設し、家庭での学習が難しい、学校に行きづらいなどの事情を抱える子どもへの学習支援を行いました。
- ・地域の大人が子どもを育てる場となる「トヨッキースクール」の拡大や、放課後の新たな学びの場となる「のびるん de スクール」を市内すべての小学校において開始するなど、学校・家庭・地域との連携をより一層進めました。
- ・夏休み期間中の利用ニーズに応えるため、夏休み限定の児童クラブを市内7か所の公営児童クラブで開設したほか、民営児童クラブの施設整備に対する支援等を実施し、児童が過ごしやすい環境づくりを進めました。
- ・地域の情報拠点としての役割を果たすため、図書の閲覧や貸出に加え、郷土の歴史や時事の話題を取り上げた企画展などを開催するとともに、貴重な郷土資料をインターネットで閲覧できる「とよはしアーカイブ」の充実を図りました。また、人と人との交流によって生み出される知識や情報、体験等を共有・発信し、「知と交流の創造拠点」としての役割を担う新たな図書館として、「まちなか図書館」を開館しました。

【課題】

- ・少子高齢化やインターネットの普及により、青少年団体や青少年団体活動が減少し、青少年教育施設の利用者数も減少傾向となっています。青少年教育施設の老朽化が進む中、必要な機能や役割を整理し、施設全体のあり方について検討を進めていく必要があります。
- ・核家族化や地域とのつながりの希薄化が進む中、世代を超えた交流機会が減少しているため、地域の大人と子どもが交流しながら学び、体験できる機会を拡充していく必要があります。
- ・児童クラブのニーズは年々高まっています。今後も共働き家庭は増加していくことが想定されるため、計画的な施設整備及び支援員の確保などにより安定的な運営体制を整えていく必要があります。
- ・図書館に求められる役割が多様化する中、より多くの方に利用してもらうため、図書だけでなく、知識や情報、人を結びつけるまちづくりの拠点としての役割を担っていく必要があります。

④科学教育の推進

【成果】

- ・自然史博物館では、ナイトミュージアムの実施や、化石クリーニング体験など、独自性の高い多様なワークショップや企画展を多数開催したほか、市内の全小中学生を対象としたオンライン授業を実施し、科学を知り、科学を親しむ人のすそ野を広げる活動を行いました。
- ・視聴覚教育センター・地下資源館では、科学への理解や関心を深めるため、毎年 500～600 回の学習教室を開催して科学教育イベントの充実を図ったほか、プラネタリウムに特別席を導入し、大人向けの科学講座を開催するなど、科学教育イベントへの参加者層の拡大を図りました。
- ・自然史博物館、視聴覚教育センター、地下資源館、動植物園の機能を高め、特色を生かした科学教育の拠点づくりを推進するため、関係部局による検討委員会や府内会議を実施し、新たな科学教育施設の基本方針やコンセプトを取りまとめた整備基本計画を策定しました。

【課題】

- ・気候変動や資源の枯渇、失われる生物の多様性など、地球規模の課題を科学的に理解するため、科学教育の重要度が増しています。社会の諸事象を科学的に捉え理解する力、課題解決に科学的にアプローチする力を持つ人材の育成を進めていく必要があります。
- ・令和 5 年 4 月に博物館法が改正され、博物館資料のデジタルアーカイブ化や博物館等との連携が努力義務となり、博物館全体の充実を図ることが期待されています。今後は収蔵資料のデジタルアーカイブ化や、人気コンテンツとのコラボ企画など市内外の機関との連携事業を一層推進していく必要があります。
- ・新しい発見や驚きに出会うことができる科学教育環境をつくっていくため、科学教育機能を集約し、外部の企業団体や専門家などと連携した先進的な教育プログラムを提供していく必要があります。

⑤子ども・若者の健全育成

【成果】

- ・少年愛護センターが中心となり、自治会や豊橋警察署、スクールソポーター、少年補導員によ

る地域合同補導や高校教諭との中心街補導活動を実施し、少年の非行防止と健全育成を図りました。

- ・子ども・若者とその家族を対象に、不登校やひきこもり等への相談支援を実施し、様々な問題を抱える子ども・若者の自立に向けて包括的な支援を行いました。
- ・ひとり親世帯や多子世帯等の支援が必要な世帯を対象に、東三河フードバンクや豊橋市社会福祉協議会と連携し、食料品等を配布するフードドライブを定期的に実施しました。

【課題】

- ・スマートフォンやSNSの普及といった社会環境の変化に伴い、青少年自身が抱える課題も複雑化してきているため、青少年の意見やニーズを把握し、より効果的な健全育成活動を実施していく必要があります。学校や民間支援団体、警察などの関係機関や青少年育成活動団体などと今後も継続して連携し、地域全体で環境づくりに取り組んで行く必要があります。
- ・長期間に及ぶ物価高騰の影響で、経済的に苦しい子育て家庭が増加しており、フードドライブや子ども食堂が果たす役割は年々大きくなっています。地域での子どもの見守りを強化しつつ、社会全体で子育て家庭を支える環境整備が重要となっています。

⑥美術の振興と歴史文化の継承

【成果】

- ・美術博物館と二川宿本陣資料館の大規模改修工事を行い、施設機能や来館者の利便性を高めました。
- ・美術博物館と二川宿本陣資料館では、収蔵資料のデジタルアーカイブ化を進め、当該データを活用してスマートフォンアプリ「ポケット学芸員」を導入し、展示解説サービスの充実を図りました。
- ・美術博物館では、常設の通史展示「とよはしの歴史」を新設し、地域の歴史に関する教育普及に努めました。
- ・「市指定史跡吉田城址保存活用計画」を策定し、本市を代表する文化財である吉田城址の保存と活用の方向性を示しました。

【課題】

- ・美術博物館と二川宿本陣資料館では、地域の歴史や美術に関する資料収集及び調査研究を継続し、その成果に基づく企画展示や教育普及事業の実施に努める必要があります。
- ・展覧会やイベントなど、SNS等を活用した速報性と拡散力の高い情報発信を行っていく必要があります。
- ・文化財保護法の改正により「文化財保存活用地域計画」作成が推進され、地域総がかりで文化財を保存し活用する体制づくりが求められています。文化財価値の周知と保存・活用を推進するため、「文化財保存活用地域計画」に沿って、史跡・天然記念物をはじめとする文化財の保護や活用、次世代への継承に取り組んでいく必要があります。

(3) まとめ

教育とは、人が人に「教」え、人が人を「育」ることによる「未来を創る営み」です。次代を担う人を教え育てるためには、さまざまな人が教育に関わることが大切であり、地域や民間の力をこれまで以上に活用した、教育の地域展開をより一層進めるとともに、「こども基本法」や「豊橋市こども計画」の趣旨を踏まえ、より子どもたちを中心とした教育環境づくりを教育活動全般において進めていく必要があります。

本市の児童生徒数の減少は今後も継続することが見込まれ、小規模校と呼ばれる12学級未満の学校も増加が予想されます。児童生徒数が減少する中にあっても、子どもたちの交流や体験の機会を充実させ、切磋琢磨する機会を確保していく必要があります。一方で、不登校児童生徒数や特別支援教育のニーズは年々増加しており、外国人児童生徒に対する初期支援や就学援助等の経済的支援と合わせ多様な教育ニーズへの対応が継続して求められています。

学校施設をはじめ、社会教育施設や科学教育施設など公共施設全般において老朽化が進んでおり、教育環境を整えるため、今後も必要に応じて計画的な改修等を進めるとともに、今後の施設のあり方を検討する必要があります。施設のあり方を検討するにあたっては、近年重要性が増している、科学教育の重要性や文化財の保存活用といった地域の教育資源の充実も考慮する必要があります。

先行きが不透明で混沌とした時代においても、社会の変化を的確に捉え、一人ひとりの子どもたちが困難を乗り越える「たくましさ」、周りの状況に柔軟に対応する「しなやかさ」、本質を見失わない「かしこさ」をもち、直面する問題を解決しながら自らの人生を切り拓いていく、「生きる力」を磨き深める豊橋の教育を進めてまいります。

3 後期計画のポイント

前期期間中に生じた社会潮流と課題認識および豊橋市教育振興基本計画前期計画の成果と課題を踏まえ、後期計画では、次の3点を意識した取り組みを進めます。

(1) より子どもたちを中心とした教育環境づくり

すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が2023年に施行され、本市においても「豊橋市こども計画」が2025年に策定されました。

教育行政の推進にあたり、子どもたちも含めた関係当事者の声を傾聴するとともに、就学前の段階から幼稚園、保育園、こども園と相互に連携を図るなど、より子どもたちを中心とした教育環境づくりに努めます。

(2) 学校・家庭・地域が一体となった教育の地域展開

人口減少が進む中、子どもたちの豊かな社会性や人間性を育むためには、教育課程の内外を問わず、地域の創意工夫を生かした特色のある学校づくりを進めることが大切です。これまで取り組んできた地域連携の経験を活かし、子どもたちが様々な体験の機会を得られるよう、学校・家庭・地域が一体となった教育の地域展開を一層推進します。

(3) 地域の教育資源の充実

地球規模の課題を科学的に理解するための科学教育の重要度が増す中、質の高い科学教育をより効果的に展開できる環境を整えるため、既存の科学教育施設の機能を高めるとともに、それぞれの特色を生かした科学教育の拠点づくりを一体的に推進します。

文化財についても、地域総がかりで文化財を保存し活用する体制づくりが求められており、「文化財保存活用地域計画」に沿って、文化財が持っている価値の周知と保存・活用を推進し、次世代への継承に取り組んでいきます。

4 政策の体系

<基本政策>

I 学校教育の推進

<取り組みの基本方針>

1. 豊かな学びの推進
2. 健やかな心と体の育成
3. 教育環境の充実
4. 教職員の力量向上
5. 特色ある学校づくり
6. 個の特性に寄り添った教育の推進

II 子育て支援・児童福祉の充実

1. 幼児期の教育・保育の充実
2. 子どもの権利を守る環境づくり

III 生涯学習・地域教育の推進

1. 多様な学習環境の充実
2. 地域・学校・家庭の協働の推進
3. 放課後や休日の体験活動と交流機会の充実
4. 図書館の充実

IV 科学教育の推進

1. 科学を学び親しむ機会の充実
2. 質の高い科学教育の充実
3. 科学教育の拠点づくり

V 子ども・若者の健全育成

1. 青少年の健全育成
2. 子ども・若者に寄り添った支援の充実

VI 美術の振興と歴史文化の継承

1. 美術や歴史に親しむ機会の充実
2. 文化財の保存活用と次世代への継承

VII 文化芸術の振興

1. 文化芸術を支える人づくり
2. 文化芸術の幅広い分野への展開
3. 個性あふれる文化芸術によるまちの魅力向上
4. 豊かな文化芸術の未来への継承

VIII スポーツの推進

1. スポーツへの参加促進
2. スポーツ環境の充実
3. スポーツによるまちの魅力と活力の創出
4. 多目的屋内施設等の整備・運営

〈取り組みの柱〉

| | |
|------|---|
| I | 1-(1) 確かな学力とたくましく生きるための体力の育成 1-(2) 豊かな心の育成 1-(3) グローバル社会で活躍する子どもの育成 1-(4) 学びをつなぐ連携の推進 2-(1) 安全・安心な学校給食の充実と食育の推進 2-(2) 健康を支える学校保健の充実 3-(1) 学びを支える環境づくり 3-(2) 学びのための経済的支援の実施 4-(1) 学び続ける教職員の育成 4-(2) 教職員の多忙化解消 5-(1) 地域の特色を生かした学校づくり 6-(1) 不登校対策の推進と子どもの居場所づくり 6-(2) 外国人児童生徒の初期支援と学習支援の充実 6-(3) 豊橋高等学校・家政高等専修学校の強みを生かした教育の推進 6-(4) くすのき特別支援学校を核とした特別支援教育の推進 |
| | II 基本政策「子育て支援・児童福祉の充実」については、こども基本法等の趣旨に基づく施策を展開するため、豊橋市こども計画に基づき、具体的な取り組みを推進します。 |
| | III 1-(1) 生涯にわたり活躍するための主体的な学習への支援 1-(2) 生涯学習環境の整備 2-(1) 地域ぐるみの教育活動の推進 2-(2) 家庭教育支援事業の推進 3-(1) 地域との連携による多様な放課後活動の充実 4-(1) 図書館サービスの充実 4-(2) 子どもの読書活動の推進 4-(3) 交流と連携の推進 |
| | IV 1-(1) 科学教育プログラムの充実 2-(1) 科学教育の質向上 3-(1) 科学教育の拠点機能の向上 |
| | V 1-(1) 子ども・若者の健全育成活動の推進 基本政策「子ども・若者の健全育成」の基本方針「2. 子ども・若者に寄り添った支援の充実」については、こども基本法等の趣旨に基づく施策を展開するため、豊橋市こども計画に基づき、具体的な取り組みを推進します。 |
| | VI 1-(1) 美術に親しみ、歴史を学ぶ機会の充実 1-(2) 調査研究、学芸活動の推進 2-(1) 二川宿の保存と活用 2-(2) 文化財を活用し伝える活動の推進 |
| VII | 基本政策「文化芸術の振興」及び「スポーツの推進」については、まちづくりの視点を踏まえた施策を展開するため、豊橋市文化芸術振興計画〈2026～2035〉、豊橋市「スポーツのまち」づくり推進計画に基づき、それぞれ具体的な取り組みを推進します。 |
| VIII | |

5 取り組みの柱

教育を取り巻く状況や第2次豊橋市教育振興基本計画前期計画の成果と課題を踏まえつつ、今後5年間の目標指標を定め、取り組みを展開します。

なお、基本政策II「子育て支援・児童福祉の充実」、基本政策V「子ども・若者の健全育成」の基本方針2「子ども・若者に寄り添った支援の充実」については、「豊橋市こども計画」において具体的な取り組みを推進するため、本計画での掲載は省略しています。同様に、基本政策VII「文化芸術の振興」、基本政策VIII「スポーツの推進」についても、豊橋市文化芸術振興計画〈2026～2035〉、豊橋市「スポーツのまち」づくり推進計画において、それぞれ具体的な取り組みを推進するため、本計画での掲載は省略しています。

基本政策 I 学校教育の推進

基本方針 1 豊かな学びの推進

- (1) 確かな学力とたくましく生きるための体力の育成
- (2) 豊かな心の育成
- (3) グローバル社会で活躍する子どもの育成
- (4) 学びをつなぐ連携の推進

基本方針 2 健やかな心と体の育成

- (1) 安全・安心な学校給食の充実と食育の推進
- (2) 健康を支える学校保健の充実

基本方針 3 教育環境の充実

- (1) 学びを支える環境づくり
- (2) 学びのための経済的支援の実施

基本方針 4 教職員の力量向上

- (1) 学び続ける教職員の育成
- (2) 教職員の多忙化解消

基本方針 5 特色ある学校づくり

- (1) 地域の特色を生かした学校づくり

基本方針 6 個の特性に寄り添った教育の推進

- (1) 不登校対策の推進と子どもの居場所づくり
- (2) 外国人児童生徒の初期支援と学習支援の充実
- (3) 豊橋高等学校・家政高等専修学校の強みを生かした教育の推進
- (4) くすのき特別支援学校を核とした特別支援教育の推進

確かな学力とたくましく生きるための体力の育成

子どもたちが、知識や技能だけでなく、学ぶ意欲を身につけ、自分で見つけた課題に対して主体的に判断し、行動することができるよう、専門知識のある多彩な人材も活用しながら、一人ひとりの学びを支えるきめ細かな教育を推進します。

【現況と課題】

- 令和3年の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」では、「主体的・対話的で深い学び」の視点をもった授業改善に向けた具体的な学びのあり方として、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」が示されました。
- 社会の変化を見据えながら、つながりのある学びと育ちを重視し、子どもたちの学力・体力・個性を伸ばす教育を推進する必要があります。
- 児童生徒の体力が低下している傾向にある中、運動への意欲の向上や運動習慣・生活習慣の改善を目指し、学校体育の充実を図る必要があります。
- 夏場の厳しい暑さが続く中でも、子どもたちに質の高い水泳授業を行う必要があります。

【主な取り組み】

◆とよはし版GIGAスクールの推進

子どもたちの可能性を引き出し、学習効果を高めることができるような学習スタイルとして、定着したタブレット端末を道具の一つとして活用し、個の学びを追求できるような授業を進めるとともに、子どもが自らすんで学び続けられるような学習の基盤をつくります。

◆小学校教科担任制の実施

児童の学力や学習意欲の向上を図り、得意分野を伸ばすことができるよう、県の専科教員等の割り当てが見込めない小規模校に教科担任制非常勤講師を配置し、質の高い学習につなげます。

◆民間プール施設等を活用した小学校水泳授業の実施

民間等の屋内プール施設を活用し、教員とインストラクターが専門的に指導することで、質の高い小学校の水泳授業を実施します。

◆スポーツトレーナーの派遣

子どもたちが運動する習慣と正しい運動動作を身につけることができるよう、専門家を学校に派遣し、体づくりについての効果的な指導を進めます。

【指標】

| 指標名 | 令和6年度実績値 | 令和12年度目標値 |
|--|----------|-----------|
| 課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思うと回答した児童生徒の割合 | 77.3% | 80.0% |
| 小学校における「体力テスト」の結果（※）が、D・E判定（運動が苦手）となる児童の割合 | 31.9% | 27.0% |
| GIGAスクールで配備したタブレットを1日に平均3回以上活用した学級の割合 | 30.0% | 90.0% |

※スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の段階別評価（AからEの5段階）

取り組みの柱 I.1-(2)

豊かな心の育成

生命を大切にする心や他人を思いやる心を育むよう、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を養うとともに、子どもたちの発達段階に合わせて、自然や社会、人と関わる力を高めるためのさまざまな体験活動を推進します。

【現況と課題】

- 平成 29 年 3 月に告示された学習指導要領において、道徳教育や体験活動等を通して、豊かな心の育成を目指した教育の充実が求められています。
- 令和 4 年度の生徒指導提要の改定を踏まえて令和 6 年度に豊橋市いじめ防止基本方針を更新し、各学校において、いじめの未然防止や児童生徒の自己肯定感を高めるための取り組みを行っています。
- 教育活動のさまざまな場面で子どもたち一人ひとりに、自他の人権を守ろうとする意識や他者を思いやる心を育んでいく必要があります。
- 社会的・職業的自立に向けて、必要な基盤となるコミュニケーション力や責任感、基本的な生活習慣などを育成する必要があります。

【主な取り組み】

◆ 「豊橋・学校いのちの日」の活動

子どもたちと教職員が命の大切さについて考え、安全や危機管理に対する意識を維持・向上できるよう、命を題材にした授業や講話、防災訓練などを全校で実施します。

◆ 道徳教育の充実

学校の集団生活の機能を生かしながら、子どもたちのよりよい人間関係を構築し、道徳性を育むため、体験活動や地域社会との連携を大切にした道徳教育を推進します。

◆ 人権教育の充実

自己や他者を尊重できる人権感覚や、人権問題を解決する力を身につけるため、子どもの発達段階に応じて、人権の正しい認識と理解を深める人権教育を推進します。

◆ 郷土を大切にする心の育成

子どもたちが郷土への関心を高め、郷土を愛する心を醸成するため、地域の歴史や文化、偉人などについて学ぶ郷土学習を推進します。

◆ 文化体験推進事業の実施

子どもたちの感性を磨き、豊かな創造力や思考力、コミュニケーション力を養うため、多彩で優れた演劇・音楽・美術作品を鑑賞・体験する機会の拡充を図ります。

◆キャリア教育「キャリアスクールプロジェクト」の実施

キャリアを積み上げていく上で必要な知識などを学ぶことができるよう、小中9年間を通してすべての教科が関わる教科横断的な生き方教育を推進します。

◆三遠南信交流会の実施

三遠南信地域の中学生が友好を深めつつ、自分たちの住む地域や学校を見つめ直し、自らの視野を広げることができるよう、まちづくりや生徒会活動についての意見交流などの体験活動を行う交流会を実施します。

【指標】

| 指標名 | 令和6年度実績値 | 令和12年度目標値 |
|-----------------------------|----------|-----------|
| 自分にはよいところがあると思うと回答した児童生徒の割合 | 82.6% | 85.0% |

グローバル社会で活躍する子どもの育成

子どもたちがグローバル社会で自分の力を最大限に発揮できるよう、「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえながら、時代の変化や社会のニーズに対応した教育の充実を図ります。

【現況と課題】

- 英語のコミュニケーション能力を自分の長所として生かし、グローバル社会で活躍できる人材の育成を目的とした、「イマージョン教育コース」を八町小学校のすべての学年を開設し、英語による授業を行っています。
- グローバル化が急速に進展する中、外国語によるコミュニケーション力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたるさまざまな場面で必要となることが想定され、国際共通語としての英語力の向上が求められています。

【主な取り組み】

◆「英会話のできる豊橋っ子育成事業」の推進

実践的なコミュニケーション力と英語力の向上を図るために、日本人教員と ALT 等によるティーム・ティーチングを基本として、「主体的・対話的で深い学び」を重視した授業を実施するとともに、夏休み英語体験活動など生きた英語に触れる機会を充実させた英語教育を推進します。

◆イマージョン教育の推進

八町小学校「イマージョン教育コース」では、国語、道徳以外の教科等について英語を用いて学ぶ豊橋市独自の英語習得により、特色ある学習環境づくりを推進します。

◆友好・姉妹都市との海外交流の実施

国際理解やグローバルな意識の醸成を図るために、海外の子どもたちとのさまざまな交流を通じ、国際交流や国際協力などへの理解を深め、各国とわが国の違いや世界の人々の暮らしに興味をもつことができる機会づくりとして、友好・姉妹都市との海外交流を実施します。

【指標】

| 指標名 | 令和 6 年度実績値 | 令和 12 年度目標値 |
|--------------------------------------|------------|-------------|
| 自分の考えや気持ちなどを英語で伝えあう活動ができたと回答した小学生の割合 | 77.9% | 85.0% |
| 八町小学校における「イマージョン教育コース」の児童数 | 153 人 | 維持 |

取り組みの柱 I.1-(4) 学びをつなぐ連携の推進

子どもたちの「生きる力」を育むには、幼稚期から高等学校まで校種を越えた連続する学びや支援が重要であるため、つながりを意識した教育活動ができるよう、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の連携、および小中一貫教育の導入や小中高特連携教育を推進します。

【現況と課題】

- 児童生徒の豊かな人間性の育成や発達の早期化への対応、教育の質の向上を図るために、小中9年間のつながりのある教育を推進する必要があります。
- 子どもの育ちと学びをつなぐため、校種を越えた教育活動の連携と系統化を図り、児童・生徒の発達段階や実態に応じた教育内容、指導方法などについて、異校種の教職員が相互に理解を深める必要があります。

【主な取り組み】

◆小中一貫教育の推進

教育の質の向上を図るために、学びのつながりを重視した系統的な教育として、学校規模や地域の特色に応じた小中一貫教育を積極的に推進します。

◆異校種連携の推進

異校種間における教育活動の連携と系統化を図るために、小中高特連携教育推進協議会を基盤に、公開授業等の参観や情報交換をはじめ、指導方法の分析・改善を行うなど、異校種の学習内容や指導方法の共有を図るとともに、児童生徒の交流活動を行います。

◆幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の連携教育の推進

幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との生活や学びの接続について共通理解を図るために、それぞれの実情に応じた交流活動や相互の授業参観、学習会を行います。

【指標】

| 指標名 | 令和6年度実績値 | 令和12年度目標値 |
|--------------------------------|----------|-----------|
| 小中一貫教育を導入した中学校区数 | 8 校区 | 22 校区 |
| 小中高特連携教育推進協議会が主催（共催）する研修会の参加者数 | 1,131 人 | 維持 |
| 幼年期教育研修会の1回当たりの参加者数 | 122 人 | 150 人 |

安全・安心な学校給食の充実と食育の推進

子どもたちの健全な心身の発達のため、安全・安心な給食を提供するとともに、子どもたちが正しい食習慣を身につけられるよう、栄養のバランスを考えて作られた学校給食を生きた教材として食育を推進します。

【現況と課題】

- 栄養教諭は、学年別に指導テーマを定めた食に関する指導や、地産地消を取り入れた献立の作成など、食育の推進に取り組んでいます。栄養教諭の役割は多岐に渡り、市内全小中学校を限られた人数で指導しているため、効果的かつ効率的な取り組みを進める必要があります。
- 朝食を欠食する子どもが増加傾向にあるなど、食生活の乱れが見られます。
- 市内4つの給食センターのうち1か所は昭和50年代に開設しており、調理場内の温度管理や調理作業の区分けなど、新しい衛生管理基準に適合させることが困難になっています。また、児童生徒の減少に伴い、調理能力が過剰になることから、運営の効率化を図るため、3センタ一体制への移行が必要です。

【主な取り組み】

◆栄養教諭による食に関する指導

給食の時間や教科等をはじめとした学校教育活動全体を通して、児童生徒の食に関わる知識や判断力などを育成するため、学校現場での指導に加え、オンラインや動画を活用した栄養教諭による食に関する指導を推進します。

◆小・中学校における食育推進の支援

学校における食に関する指導を充実するため、「とよはし産学校給食の日」の実施や、生産農家等による講話会、保護者との給食懇談会の実施に加え、「とよはし学校給食チャンネル」の配信などにより、地域の生産者や関係機関が行う食育活動の周知、啓発を推進します。

◆給食センターの集約化

安全・安心な給食を提供するため、児童生徒の減少に伴い、老朽化した東部学校給食センターを廃止し、3センタ一体制へ移行します。また、併せて受配校の組み換えを行います。

【指標】

| 指標名 | 令和6年度実績値 | 令和12年度目標値 |
|--------------------------------|----------|-----------|
| 栄養教諭による食に関する指導を実施した学校数 | 62校 | 68校 |
| 朝食の栄養バランスを考えて食べていると回答した児童生徒の割合 | 52.6% | 65.0% |

健康を支える学校保健の充実

子どもたちが健やかな学校生活を送ることができる環境を確保し、将来にわたり健康な生活を送る習慣を身につけることができるよう、環境衛生検査や健康診断を行うほか、養護教諭の資質向上を図るとともに、健康教育を推進します。

【現況と課題】

- コロナ禍以降、感染症予防としてこまめな換気が必要である一方で、近年、夏季平均気温等が上昇傾向にあるため、適切な空調利用により教室の空気環境を保つ必要があるなど、環境衛生の課題は複雑なものとなっています。定期の環境衛生検査結果を踏まえ、環境変化に対応しながら、環境衛生の維持または改善を図っていく必要があります。
- 一人ひとりが抱える健康課題が複雑化・多様化している中で、児童生徒が健康な生活を送る習慣を身につけることができるよう、様々な健康課題に対する健康教育の実施が必要です。
- 食物アレルギーを有する児童生徒が増加傾向にあり、また、食物アレルギーの原因食材が多様化している中で、児童生徒の安全が確保できるよう、食物アレルギーへの適切な対応が必要です。
- 養護教諭の複数配置基準に満たない大規模校では、保健室を開設できない時間があることから、児童生徒の心身の健康への適切な対応が行えるよう、体制を強化する必要があります。
- 養護教諭一人ひとりへの負担が増加している中で、養護教諭の若年化が進んでおり、経験年数の少ない職員に対する支援体制を充実させる必要があります。

【主な取り組み】

◆学校環境衛生基準に基づいた環境衛生検査の実施

子どもたちの健康的で快適な学習環境を整えるため、教室等の換気や温湿度の測定、飲料水の水質や空气中化学物質に関する検査などを実施するとともに、継続的な不適合箇所の改善を図ります。

◆健康教育の推進

児童生徒が基本的な生活習慣を身につけるとともに、将来にわたり健康な生活を送るという意識の醸成を図るため、関係機関と連携しながら、各学校で実施するメディアコントロールチャレンジや歯科口腔保健活動、がん教育、薬物防止教育、性に関する指導などを通して健康教育を推進します。

◆食物アレルギーへの対応の徹底

食物アレルギーを有する児童生徒の学校での事故を防ぐため、緊急時などの対応を学ぶ食物アレルギー研修の実施やマニュアルの整備、学校でのシミュレーション訓練に使用する訓練用エピペンの貸し出しなどを推進します。

◆保健室の運営体制の強化

児童生徒の心身の健康への適切な対応を行うため、養護教諭の複数配置基準に満たない大規模校等において、児童生徒への支援が十分に行えるよう体制を整えます。

◆学校保健アドバイザーによる養護教諭への指導と支援の推進

児童生徒の抱える健康問題等に適切に対応していくため、学校保健アドバイザーによる保健室訪問や電話相談など、経験年数が少ない養護教諭への指導と支援を推進します。

【指標】

| 指標名 | 令和6年度実績値 | 令和12年度目標値 |
|----------------------------------|----------|-----------|
| 衛生的な学習環境が整えられている割合 | 98.8% | 100% |
| 校内で食物アレルギー研修（シミュレーション訓練）を実施した学校数 | 54校 | 64校 |

取り組みの柱 I.3-(1) 学びを支える環境づくり

児童生徒数の減少や学校施設の老朽化が進行する中、子どもたちの安全で快適な学習環境を確保するため、学校施設・設備の整備を計画的に推進するとともに、児童生徒数の減少に伴う教育環境課題の解決に向けた検討を、学校や校区住民とともに進めます。

【現況と課題】

- 本市の学校施設は老朽化が進んでおり、計画的に施設の長寿命化を推進する必要があります。
- 児童生徒数が減少する中、余裕教室など学校施設の有効活用や施設の複合化など学校施設のあり方を検討する必要があります。
- 本市の児童生徒数は減少傾向が続いている中、校区の状況を学校や住民と共にしながら、学校規模適正化など問題解決に向けた検討を進めていく必要があります。

【主な取り組み】

- ◆良好な学習環境の確保
児童生徒の安全の確保と学習環境の向上を図るため、大規模改造や長寿命化、プール跡地の整備などにより施設整備を計画的に推進します。また、児童生徒に望ましい学習環境を確保するため、学校施設のあり方についての検討を進めます。
- ◆トイレ洋式化の推進
生活様式の変化に対応し、快適な学校生活を送ることができるよう、小学校を優先に洋式トイレの整備を計画的に進めます。
- ◆通学時の安全対策の推進
児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の一斉点検を隔年で実施します。また、警察等の関係機関と連携を図りながら、自転車を含めた交通安全教育などを実施し、通学時の安全確保に向けた取り組みを進めます。
- ◆児童生徒数の減少に伴う教育環境の整備
児童生徒数が減少する中、住民とともに学校の在り方について話し合い、統合や施設の利活用などを含め、子どもたちにとって真に望ましい教育環境の実現に向けた検討を進めます。

【指標】

| 指標名 | 令和6年度実績値 | 令和12年度目標値 |
|------------|----------|-----------|
| プール跡地整備学校数 | 3校 | 13校 |
| 小学校トイレ洋式化率 | 88.7% | 100% |

取り組みの柱 I.3-(2) 学びのための経済的支援の実施

すべての子どもたちが安心して等しく将来の夢を抱き、その実現に向けて質の高い教育を受けることができるよう、経済的理由により就学や進学が困難な状況にある児童生徒の保護者に対して、教育費の負担軽減を図ります。

【現況と課題】

- 小・中学校における就学援助制度、私立高等学校等の授業料補助制度、大学生等への「豊橋市未来応援奨学金」制度など、さまざまなステージにおける教育費負担の軽減に取り組んでいます。
- 就学や進学に支援を必要とする対象者に漏れがなく支援を行うため、支援制度の周知を徹底する必要があります。

【主な取り組み】

◆就学援助制度による支援

経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学に係る費用の援助を行うとともに、特に外国人に対して制度の周知を図るため、国外転入してきた外国人児童生徒の保護者に対し、外国人児童生徒相談員を交えた案内や、外国語によるラジオ放送や翻訳した案内文の交付などを行います。

◆「豊橋市未来応援奨学金」の給付

経済的な困難を抱えながらも夢に向かって勉学に励む若者を応援するため、大学等に進学した学生に返済不要の給付型奨学金を支給します。

【指標】

| 指標名 | 令和6年度実績値 | 令和12年度目標値 |
|----------------------|----------|-----------|
| 各年度の「豊橋市未来応援奨学金」内定者数 | 12人 | 維持 |

取り組みの柱 I.4-(1) 学び続ける教職員の育成

子ども一人ひとりの成長に寄り添い、それぞれの個性や能力を引き出すことができるよう、学び続ける教職員を育成するとともに、ライフステージに合わせて効果的な研修を受講できる体制を構築するなど、教職員の力量向上のための取り組みを推進します。

【現況と課題】

- 本市独自の研修体制により、教職員の状況に即した効果的な研修を行っています。
- 教職員の多忙化解消と効果的な研修を両立して推進するため、研修体系やプログラムの見直しとともに、教職員のライフステージに合わせた研修講座を受講できる体制を構築する必要があります。

【主な取り組み】

◆基本研修・職務研修の実施

教職経験に応じた教育専門職としての資質向上を図る研修や、職務遂行に必要な力量の向上を図る研修を計画的に実施します。

◆課題・専門研修（夏季研修）の実施

教職員の力量向上や今日的な課題に対する知識・技能を高めるための研修を実施します。

◆研究部等研修の実施

各教科・領域等の専門性を高める研修を実施します。

◆校内研修の実施

教職員がともに学び合い、資質や能力を高め合うことができるよう、より効率的な研修を実施し、教職員の多忙化解消との両立を図りながらOJTによる校内研修を推進します。

【指標】

| 指標名 | 令和6年度実績値 | 令和12年度目標値 |
|--|----------|-----------|
| 教職員研修の事後アンケートにおいて、「とてもよかったです」「よかったです」と回答した受講者の割合 | 98.6% | 維持 |
| 課題・専門研修（夏季研修）の参加者数 | 4,900人 | 維持 |

教職員が子どもと向き合う時間を充実させ、ゆとりをもって教育活動に取り組むことができるよう、教職員の多忙化解消に向けた取り組みを推進します。

【現況と課題】

○校務支援システムのさらなる活用、学校閉庁日の設定、自動応答機能付き電話の導入、活動に係る負担軽減などにより、教職員が子どもと向き合う時間の確保に取り組んでいます。

○国・県の学校における働き方改革の動向を踏まえながら、より一層、教職員の多忙化解消に努める必要があります。

【主な取り組み】

◆客観的な勤怠管理に基づくマネジメントの推進

教職員自身の働き方に対する意識を改めるとともに、各々の心身の健康を保つことができるよう、在校等時間を把握し、実態に即した対応を検討するなど職場環境の改善を推進します。

◆会議等の方法や回数などの積極的な見直し

会議や出張、各種調査に割く時間を極力減らすことができるよう、オンライン形式による会議等の開催、電子システムを用いた調査などデジタルツールのさらなる活用と業務の縮減・効率化に取り組みます。

◆持続可能な中学校部活動運営の仕組みづくり

ワークライフバランスを保ちながら心身ともに健康で働くことができる職場づくりのため、中学校において部活動指導に充てる時間を適正化する仕組みづくりを県とともに確立します。

◆ICT の有効活用

子ども一人ひとりの学習の理解度や生活の状況を効率的かつ的確に把握し、それに基づきめ細かな対応を充実させるため、校務支援システムや子ども1人1台のタブレット端末などを積極的かつ有効に活用します。

◆地域人材・教育関連機関との連携

学校と教員の果たす役割を明確にし、地域ぐるみで子どもを育てる風土を創出するため、各校が定める教育目標や教育課程をコミュニティ・スクール制度の下で共有するほか、個々の子どもの育ちを支える関係機関との連携を推進します。

◆教員業務支援員の配置

教員がその専門性を十分に發揮し、質の高い授業や教育活動を行えるようにするために、印刷物の作成や行事準備等の事務作業を支援する教員業務支援員を学校へ配置し、教職員の多忙化解消につなげます。

【指標】

| 指標名 | 令和 6 年度実績値 | 令和 12 年度目標値 |
|----------------------------------|------------|-------------|
| 1 か月当たりの時間外在校等時間が 45 時間以内の教職員の割合 | 71. 8% | 80. 0% |
| 教職員の年間の年次有給休暇の平均取得日数 | 14. 6 日 | 16 日 |
| 6 月の部活動指導に関わる時間外在校等時間 | 19 時間 | 維持 |

地域の特色を生かした学校づくり

子どもたちの豊かな人間性を育むため、地域の資源を活用し、多様な体験活動を取り入れた学校独自の特色ある教育活動を展開するとともに、地域とともに学校づくりを推進します。

【現況と課題】

- 各学校では、地域の資源を活用したり、関係機関に協力を求めたりするなどして、多様な体験活動を取り入れた特色ある学校づくりに取り組んでいますが、学級や学年の人数に関わらず、子ども同士が交流や体験を通じて切磋琢磨することができる機会を確保する必要があります。
- 子どもや学校が抱える多様な課題に対応するため、学校と地域が連携・協働できる体制を整え、地域に開かれた学校をともに創っていく必要があります。

【主な取り組み】

◆特色ある学校づくりの推進

子どもたちの学びを充実させるため、各学校の特色ある行事や学習活動、SDGs の達成に向けたESD活動などの教育活動を支援し、創意工夫のある教育活動を推進します。

◆出前授業の実施

各教科や総合的な学習において、子どもたちの学習効果を高めるため、子どもたちの実態や興味に合わせ、防災、環境、健康等に関する身近な問題を取り上げたり、体験的な活動をしたりする出前授業を計画的に実施します。

◆合同授業の実施

小規模校の児童が、多くの児童と関わる中で、思考力やコミュニケーション力を高めるとともに、教育効果の高い授業を受けることができるよう、近隣の小学校と連携した合同授業を実施します。

◆小規模特認校制度の実施

小規模校の良さを生かし、豊富な自然環境に恵まれ、地域や学校の伝統・行事などの魅力を生かした特色ある学校づくりを行う学校で子どもたちが教育を受けることができるよう、居住地域に関わらず希望する学校に通うことができる特認校制度を推進します。

◆コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進

学校が地域と一体となって子どもたちを育むことができるよう、保護者や地域住民等が力を合わせ学校運営に取り組むことが可能となる、コミュニティ・スクールの導入を積極的に推進します。

【指標】

| 指標名 | 令和 6 年度実績値 | 令和 12 年度目標値 |
|---------------------------------|------------|-------------|
| コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入した小学校数 | 4 校 | 52 校 |
| 出前授業の実施数 | 650 回 | 維持 |

不登校対策の推進と子どもの居場所づくり

さまざまな事情を抱えた子どもたち一人ひとりに寄り添うため、相談体制の充実を図るとともに、学校や教室に行きづらさを感じる子どもの居場所づくりを進めるなど、不登校対策に取り組みます。

【現況と課題】

- 本市の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、近年は、小学校低学年における不登校児童数が特に増加しています。一人ひとりの状況に応じた安心できる居場所を確保するとともに、個々のニーズに合わせた支援をより充実させる必要があります。
- 校内教育支援センター「エールーム」や校外教育支援センター「とよはしほっとプラザ」などの、子どもの居場所を設けるとともに、スクールソーシャルワーカーや心理カウンセラー、教育相談員などが児童生徒や保護者の支援を行い、関係機関との連携を強化しています。
- 相談したくてもどうしてよいかわからないという潜在的な相談者に対して、教育相談窓口の周知を確実に行うとともに、気軽に相談できる雰囲気づくりや体制の構築が必要です。
- いじめや不登校などの相談件数は増加しており、不登校児童生徒の低学年化も課題となっています。誰もが安心して教育を受けられるよう、支援体制の整備を図るとともに、学校以外でも学びの機会を保障する必要があります。

【主な取り組み】

- ◆教育相談の充実
いじめや不登校などの問題を抱える子どもや保護者等が安心して相談できるよう、教育相談員や臨床心理士、スクールソーシャルワーカーなど、豊富な経験と専門性を備えたスタッフで対応するとともに、相談員等が学校訪問や講演会を行うなど、関係機関と連携した広域的かつ柔軟な相談活動を推進します。
- ◆「とよはしほっとプラザ」の運営の充実
子どもたちが学校復帰できるよう、「とよはしほっとプラザ」において、教育相談員や学習補助などをを行うふれあいフレンドの専門性を高めるための研修を行うとともに、学校や家庭との連携を強化し、支援を進めます。
- ◆インターネットを利用したオンライン教育の推進
入院や不登校等により学校に通えない子どもの学習支援や心のサポートを行うため、インターネットを利用して授業参加や、コミュニケーションの機会を設けます。
- ◆「エールーム」による不登校対策の推進
学校や教室に行きづらさを感じている児童生徒が、安心して活動できる居場所「エールーム」において、児童生徒の個に応じた支援や見守りを行い、社会で自立していくことができる子どもの育成に取り組みます。

【指標】

| 指標名 | 令和 6 年度実績値 | 令和 12 年度目標値 |
|--------------------------------|------------|-------------|
| 教育相談員・臨床心理士・スクールソーシャルワーカーの相談件数 | 15,013 件 | 18,000 件 |
| 小・中学校児童生徒の不登校の割合 | 4.9% | 4.5% |

外国人児童生徒の初期支援と学習支援の充実

日本語の習得が不十分な外国人児童生徒が、日本の学校生活に適応し、自分の将来に明るい希望がもてるよう、生活適応支援や日本語指導、教育相談などの支援を充実し、個に応じたきめ細かな教育を推進します。

【現況と課題】

- 外国人児童生徒数は2,000人程度で推移しており、日本語の習得が十分でない状態で小・中学校に編入学する子どもたちが増えています。
- 来日して間もない外国人児童生徒の不安を取り除くとともに、日本の学校生活に慣れ、自分の将来について希望がもてるよう、学校と教育委員会が連携した初期支援体制を整備する必要があります。

【主な取り組み】

◆日本語支援や学習支援に関する教育相談の充実

外国人児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、日本語相談員やバイリンガル相談員、スクールアシスタントによる支援体制や、教育相談への通訳派遣などカウンセリング体制の充実を図ります。

◆外国人児童生徒初期支援コースの運営

日本語指導が必要な外国人児童生徒などに対する支援の充実を図るために、専門性が高くきめ細かな日本語指導や生活適応支援を行うとともに、すべての希望者が通級できるよう体制の充実を図ります。

◆在籍校での支援体制の充実

初期支援コースを修了した児童生徒が、在籍校でも引き続き、能力に応じた教材で丁寧な指導を受けることができるよう、各学校の国際担当教員が研修や教材研究を行うとともに、教育効果の高い取り出し指導や対面式の授業を各学校で取り入れ、支援体制の充実を図ります。

◆小学校入学を見据えた日本語指導教室の運営

小学校入学予定の外国人幼児が早期に小学校に適応できるよう、日本語指導や学校生活を送る上で必要となる生活指導を行い、円滑な就学につなげます。

【指標】

| 指標名 | 令和 6 年度実績値 | 令和 12 年度目標値 |
|----------------------------|------------|-------------|
| 外国人児童生徒教育相談コーナーの相談件数 | 3,456 件 | 4,000 件 |
| 外国人児童生徒初期支援コースの入級率 | 87.2% | 90.0% |
| 日本語指導が必要な児童生徒に対する取り出し指導の割合 | 60.6% | 70.0% |

生徒一人ひとりが自立し、特性を伸ばすとともに、社会を支えることのできる人材となれるよう、市立の強みを生かし、それぞれの学校の特色を生かしたキャリア教育などきめ細かな教育活動を推進します。

【現況と課題】

- 進学や就職に向けたきめ細かな支援を行い、進学や就職率の向上につなげる必要があります。
- 学校生活や進路選択、家庭における問題などで不安や悩みを抱える生徒が年々増加していることから、今後も多様なニーズに応じた相談体制の充実を図る必要があります。
- 豊橋高等学校では、外国にルーツをもつ生徒の増加や多国籍化が進む中、日本語の授業内容が理解できず退学に至るケースもあるため、外国人生徒等の学習支援をより一層強化する必要があります。
- 豊橋高等学校の施設の一部で老朽化が進んでいることから、教育環境の整備を行う必要があります。
- 家政高等専修学校では、服飾・調理に関する専門的な知識・技能の習得や教養を深めることを目指した教育活動を進めています。

【主な取り組み】

◆キャリア教育の推進

生徒が就職や進学等について自ら考え、将来の展望や具体的な将来像がイメージできるよう、豊橋高等学校では、地元企業や卒業生等を招いた講座等を実施してキャリア教育に取り組みます。また、家政高等専修学校では、体験活動を伴う実地見学を重視するとともに、外部講師を招いた実践的な講座などに取り組み、それぞれの学校の特色に応じたキャリア教育を推進します。

◆心理カウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した相談体制の充実

生徒の不安や悩みに対して専門的な見地から支援することのできる心理カウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、担当教員と連携を図りながら支援が必要な生徒に対し、必要な時にカウンセリングや支援が受けられる体制を整えます。

◆外国人生徒等への学習支援の充実

日本語が苦手な生徒を支援するため、学習コーディネーターや通訳を配置し、日本語の基礎指導や日本語能力試験のサポート等、日本語学習に関わる様々な支援を教員と連携して進めます。

◆安全・安心で快適な学習環境の整備

生徒が安心して、落ち着いた教育環境の中で学習することができるよう、豊橋高等学校では体育館の整備を進めます。

【指標】

| 指標名 | 令和 6 年度実績値 | 令和 12 年度目標値 |
|-----------------|------------|-------------|
| 豊橋高等学校の進学・就職率 | 77.7% | 80.0% |
| 家政高等専修学校の進学・就職率 | 89.7% | 95.0% |

くすのき特別支援学校を核とした特別支援教育の推進

子ども一人ひとりの個性と可能性を伸ばし、たくましく生きる力を育成するため、市立の強みを最大限に生かしながら、くすのき特別支援学校を核とした特別支援教育を推進するとともに、医療的ケアへの対応を進めるなど、インクルーシブ教育の充実を図ります。

【現況と課題】

- 特別支援学級に在籍する児童生徒数は年々増加しており、一人ひとりの特性に寄り添った特別支援教育のニーズに対応していく必要があります。
- 平成27年に開校したくすのき特別支援学校では、農業が盛んな本市の特性を生かし、農業を核とした教育活動を推進しています。
- 障害のある子ども一人ひとりに寄り添う支援方法や相談等を進め、個性と可能性を伸ばしていく個に応じた特別支援教育を推進する必要があります。
- 企業や関係機関との連携をより一層深め、くすのき特別支援学校卒業生の就労支援を進めていく必要があります。

【主な取り組み】

◆障害のある子どもの保護者に対する相談活動の充実

子育てや学校生活に不安をもつ保護者に寄り添った支援を行うため、「くすのき相談センター」が市内の特別支援教育のセンター的機能を發揮し、「にじの子相談室」など関係機関と密接な情報共有を行いながら、きめ細かな相談活動の充実を図ります。

◆訪問支援活動の実施

障害に対する理解を深めるため、「くすのき相談センター」の相談員が関係機関へ出向き、それぞれの児童生徒のニーズや特性に合った支援方法や学習環境などの助言を行うとともに、特別支援教育の啓発につなげるため、訪問支援活動を継続的に実施します。

◆小・中学校や高等学校等との交流及び共同学習の推進

地域社会との結び付きを強くし、積極的な社会参加を推進するため、くすのき特別支援学校の近隣にある小・中学校や専門学科のある高等学校等との交流や共同学習を推進します。

◆多様な実習による就労支援の推進

将来的な自立に向けて、学校内の農業ハウスを活用した生産から流通サービスまでの実習をはじめ、企業での実習など実践的な取り組みを進めるとともに、ハローワークをはじめとした関係機関との連携を強化することで、就労支援に重点を置いた教育活動を推進します。

◆特別支援教育に関する教員研修の実施

特別支援教育の理解を深め、児童生徒によりよい支援ができるように、発達障害理解講座や特別支援学級担当初心者研修、特別支援教育コーディネーター研修会、通級指導担当教員研修会など

の教員研修を実施するとともに、専門の知識・技能をもったくすのき特別支援学校の教員を研修講師として招聘し、教員の資質・能力の向上を図ります。

◆インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

障害の有無などに関わらず、互いの違いを理解し共に成長する多様で柔軟なシステム構築のため、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援の充実を図ります。

◆医療的ケア児への支援

医療的ケア児とその家族に寄り添い、負担軽減を図るため、学校教育や放課後活動における医療的ケア体制の整備・充実に取り組みます。

【指標】

| 指標名 | 令和6年度実績値 | 令和12年度目標値 |
|--------------------------|----------|-----------|
| 「くすのき相談センター」等の相談件数 | 754 件 | 780 件 |
| 特別支援教育に関する研修に参加した教員の延べ人数 | 800 人 | 900 人 |

基本政策Ⅲ 生涯学習・地域教育の推進

基本方針 1 多様な学習環境の充実

- (1) 生涯にわたり活躍するための主体的な学習への支援
- (2) 生涯学習環境の整備

基本方針 2 地域・学校・家庭の協働の推進

- (1) 地域ぐるみの教育活動の推進
- (2) 家庭教育支援事業の推進

基本方針 3 放課後や休日の体験活動と交流機会の充実

- (1) 地域との連携による多様な放課後活動の充実

基本方針 4 図書館の充実

- (1) 図書館サービスの充実
- (2) 子どもの読書活動の推進
- (3) 交流と連携の推進

生涯にわたり地域の中で自分らしく活躍することができるよう、主体的に学習することができる環境を充実させ、その学習成果を活用して社会全体の教育力の向上を図ります。

【現況と課題】

- 市民一人ひとりが生涯にわたり学び直しや学習成果を生かして活躍できるよう、学習機会の充実を図る必要があります。
- 各世代や時代に合った学習ニーズに対応するため、多種多様な学習機会を提供することができる環境を整える必要があります。

【主な取り組み】

◆市民大学トラムなどによる多種多様な講座の開催

多様化、高度化する学習ニーズに対応するため、趣味教養的な内容をはじめ、自己実現につながる実生活に即した講座など、多種多様な内容の市民大学トラムを実施するとともに、高齢者が健康で生きがいをもって生活していくための学習活動や仲間づくりの場となる高齢者セミナーを実施します。また、各種講座の形態や状況に応じ、オンラインでの配信を行うなど参加者が受講しやすい環境を整えます。

◆市内の大学と連携した講座の開催

大学の専門的な講義を気軽に受講できる場や学び直しの機会を提供するため、市内にある豊橋技術科学大学、愛知大学、豊橋創造大学を会場とし、各大学の専門分野をテーマとした大学連携講座を実施します。

◆地元企業と連携した講座の開催

企業がもつ専門的知識や特色を生かした学習機会を幅広く提供するため、市内の企業が講師となつた講座を実施するとともに、企業の地域参加の促進を図ります。

【指標】

| 指標名 | 令和6年度実績値 | 令和12年度目標値 |
|---------------|----------|-----------|
| 生涯学習講座の延べ参加者数 | 8,193人 | 10,300人 |

生涯にわたり活躍するための学びの場として、あらゆる世代が多様な活動を行うことができるよう、生涯学習施設の学習環境を整備します。

【現況と課題】

- 地域の生涯学習の拠点施設である生涯学習センターでは、あらゆる世代が活動できるよう事業展開を行っていますが、時間に余裕のある高齢者などで利用が固定化されている施設もあり、新たな利用層の獲得や子ども・若者の居場所の充実が必要となっています。
- 生涯学習事業の広報については紙媒体を中心となっており、情報量や拡散力に限りがあることから、新たな利用層の獲得に向け、より効果的な広報手段の活用が必要となっています。
- 生涯学習施設の老朽化が進んでいるため、計画的な施設の改修、整備が必要です。

【主な取り組み】

- ◆子ども・若者の居場所づくりを含めた学習スペースなどの充実
子ども・若者が安心して過ごすことができ、気軽に立ち寄り学習できる場を提供するため学習スペースの充実を図るとともに、居場所としての機能を含めて検討します。
- ◆新たな利用者の獲得に向けた利用規制緩和などの実施
新たな利用層の獲得や生涯学習活動をより一層活性化していくため、営利活動を含めた施設使用の促進を図ります。
- ◆SNSなど広報手段の充実
生涯学習施設の利用を促進するため、従来の広報手段に加え、SNSなどの広報手段も活用し、幅広く広報活動を行います。
- ◆生涯学習施設の計画的な保全工事の実施
利用者の安全の確保と利便性の向上を図るため、老朽化が進む生涯学習施設を計画的に整備するとともに、より利用が高まるよう生涯学習センターの機能充実を進めます。

【指標】

| 指標名 | 令和6年度実績値 | 令和12年度目標値 |
|-----------------|----------|------------|
| 生涯学習センターの利用者満足度 | 89.5% | 90.0% |
| 生涯学習センターの利用者数 | 870,794人 | 1,000,000人 |

地域ぐるみの教育活動の推進

地域住民自身の手により、地域の子どもたちを育てていく気運を高めるため、地域住民が主体となった学習や体験活動を推進するとともに、さまざまな活動を通して未来を担う子どもたちの豊かな人間形成を図ります。

【現況と課題】

- 地域の大人が子どもを育てる場となる「トヨッキースクール」を令和7年度までに全校区で開設しました。
- 家族形態の変化により、世代を超えた交流機会が減少しているため、地域の大人と子どもが交流しながら学び、体験できる機会を増やす必要があります。
- 地域コミュニティの希薄化により、地域の大人が子どもに対して無関心にならないようにするため、子どもに対する見守りや地域で子どもを育てる重要性について、地域住民があらためて感じることができる機会を設ける必要があります。

【主な取り組み】

◆ 「トヨッキースクール」の充実

市民が自ら学んだ成果を地域に還元し、お互いの顔が見える関係づくりを促進するため、地域の大人が子どもに対しさまざまな学習や体験活動を行う講座を開催し、地域で子どもを育てる意識の醸成を図ります。

◆ 「地域未来塾ステップ」の実施

家庭での学習が困難であったり、学校に行きづらかったりするなどの事情により、学習の遅れが心配な小・中学生を支援するため、学習指導員と大学生スタッフが学習サポートを行い、学習習慣の定着を図ります。

◆ 青少年交流活動の促進

子どもの豊かな心と創造性を育むとともに、社会を生き抜く力の糧となるよう、親子キャンプ活動や自然体験活動の機会等を提供します。

【指標】

| 指標名 | 令和6年度実績値 | 令和12年度目標値 |
|--------------------------|----------|-----------|
| 「トヨッキースクール」実施校区数 | 46 校区 | 52 校区 |
| 「トヨッキースクール」 1 校区当たりの実施回数 | 16.2 回 | 24 回 |

取り組みの柱 III. 2-(2) 家庭教育支援事業の推進

地域全体で家庭を支えていくことができるよう、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を認識し、互いに連携を図りながら、家庭の教育力の向上を図るとともに、将来を担う子どもたちの育成に努めます。

【現況と課題】

- 家庭教育を地域全体で応援する社会的気運を醸成するため、保護者、学校、地域、事業者等の役割や関係者が連携して取り組むことを定めた豊橋市家庭教育支援条例を平成 29 年 3 月に制定しました。
- 庁内関係機関と連携し、さまざまな事業を通じて家庭教育の支援を進めていますが、家庭教育に关心が無い家庭に対してのアプローチ方法や学習機会の提供が課題となっています。

【主な取り組み】

◆家庭教育セミナーや子育てお悩み解決塾の開催

家庭教育に关心をもつきっかけづくりとなるよう、家庭教育への关心が乳幼児期に比べ低くなる傾向がある小・中学生の保護者を対象に、生涯学習センターにおいて家庭教育に関する講演会や親子の体験活動などを実施する、家庭教育セミナーや子育てお悩み解決塾を開催します。

◆子育て学習講座などの開催

より多くの保護者が気軽に学ぶことのできる機会を提供するため、就学時健康診断や入学説明会など小学校に保護者が多く集まる機会を活用し、学校と連携した子育て学習講座を開催します。

【指標】

| 指標名 | 令和 6 年度実績値 | 令和 12 年度目標値 |
|---------------|------------|-------------|
| 家庭教育支援事業の参加者数 | 2,580 人 | 5,100 人 |

地域との連携による多様な放課後活動の充実

共働き世帯の増加や、家庭教育の格差に伴い、放課後や休日における子どもの過ごし方の充実を図るため、学校の枠を超えて、地域教育を展開するとともに、子どもたちが安全・安心に過ごすことができる環境の充実を図ります。

【現況と課題】

- 体験格差をなくし、すべての子どもたちの健全な育成及び社会性の向上をめざすため、さまざまな体験活動の機会を提供する必要があります。
- 社会や家庭環境の変化に伴い、さまざまな利用者ニーズに対応した放課後や休日の子どもの居場所を整備するとともに、利用を希望するすべての児童が児童クラブに加入できるようにする必要があります。
- 学び続ける社会を形成していくために、さらなる地域教育活動の充実と地域人材の発掘が課題となっています。

【主な取り組み】

◆ 「のびるん de スクール」の実施

子どもたちの健全な育成及び社会性の向上を目的とした、小学校放課後の学びの場「のびるん de スクール」を実施し、学校・家庭・地域との連携をより一層進め、児童クラブとも一体的な連携を行い、多彩な学びや交流機会を提供するとともに、子どもたちの健全育成や地域コミュニティの活性化を図ります。

◆ 「D o のびるん de スクール」の実施

中学生を中心とした子どもたちの、休日におけるスポーツ・文化芸術活動等を体験する機会を創出することを目指した「D o のびるん de スクール」を実施し、子どもたちの声に耳を傾けながら内容の充実を図り、多様な体験の場を提供します。

◆ 子どもが放課後を安全・安心に過ごせる居場所の確保

児童クラブの利用を希望する児童が、放課後を安全・安心に過ごせるよう、学校や地域、関係機関と連携を図りながら校区の状況に応じた計画的なクラブ運営を推進します。

【指標】

| 指標名 | 令和 6 年度実績値 | 令和 12 年度目標値 |
|-------------------------|------------|-------------|
| 「のびるん de スクール」の満足度 | 88.1% | 93.0% |
| 希望する児童が放課後児童クラブを利用できた割合 | 98.2% | 100% |

取り組みの柱 III. 4-(1) 図書館サービスの充実

中央図書館のリニューアルに合わせ、図書館の地域の情報拠点としての機能を強化するため、電子情報の提供等、ICTを活用したサービスの充実、企画展や講演会の開催など、来館者向けサービスの充実や、市民の関心が高い地域情報の発信を行います。

【現況と課題】

- まちなか図書館が開館したことにより、今まで図書館に足を運んだことのなかった利用者が増加している中で、継続して利用したくなる図書館サービスを展開していく必要があります。
- 図書の閲覧・貸出以外にもデジタルコンテンツを活用したサービスや講演・セミナー等、さまざまな機会を通じた情報発信が必要です。
- 既存施設の老朽化が進んでおり、図書館全体で効果的・効率的なサービスを提供するため、計画的な改修や機能の再配置に取り組む必要があります。
- 幅広い年齢層やライフスタイルの多様化に対応した図書館サービスを提供するため、中央図書館に分館・分室を加えた図書館ネットワーク全体の機能を効果的に運用していく必要があります。

【主な取り組み】

- ◆まちなか図書館を「知と交流の創造拠点」としたサービスの充実
最も交通の便の良い豊橋駅前地区に、「知と交流の創造拠点」として、まちなか図書館が整備され、図書やイベント企画を通じ、交流が生まれ、知識・情報を獲得できるよう、図書館サービスの充実を図ります。
- ◆情報発信機能の強化
図書館から生きた情報をタイムリーに発信するため、本など活字による情報の提供に加え、時事や郷土をテーマにした講座や資料展を開催します。
- ◆ICTを活用したサービスの充実
利用者の利便性を図るため、ICタグを活用した自動貸出・返却機など、非接触型のサービスを充実させるとともに、「とよはしアーカイブ」の機能強化など、インターネットを活用したサービスの拡充を図ります。
- ◆中央図書館大規模改造工事の実施
「知の拠点」として今後も誰もが安全かつ快適に中央図書館を利用できるよう、老朽化対策など設備・内装の更新だけでなく、資料の保存環境の整備や利用者にとって魅力ある図書館サービス及び空間・環境の実現を図ります。

【指標】

| 指標名 | 令和 6 年度実績値 | 令和 12 年度目標値 |
|------------------|------------|-------------|
| 図書館利用満足度 | 83.5 点 | 85 点 |
| とよはしアーカイブ アクセス件数 | 468,263 件 | 770,000 件 |

取り組みの柱 Ⅲ. 4-(2) 子どもの読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動がより一層活発になるよう、発達段階ごとに読書体験を深める機会を提供するとともに、子どもの興味や関心に応じた活動を行うなど、読書への関心を高める取り組みを推進します。

【現況と課題】

- 中・高校生を中心に若年層の図書館利用が低迷しており、各世代のニーズに沿った図書館サービスを提供する必要があります。
- 年齢・学年が上がるにつれて読書から遠ざかる傾向があることから、発達段階ごとの読書習慣の形成に向けた取り組みが必要となっています。
- 子どもの読書への関心を高めるため、図書館、家庭、学校、地域、ボランティアが連携しながら、読書情報の提供や読み聞かせ機会の充実を図る必要があります。
- スマートフォンの普及等、情報環境の変化が子どもの読書環境や学習環境に与える影響を注視し、対応していく必要があります。

【主な取り組み】

◆初めての絵本との出会い事業の推進

幼い頃から本に接する機会を提供するため、ボランティアとの協働により、4か月児健康診査時に読み聞かせ体験と絵本の配付を行うとともに、家庭での継続した読書活動を促すため、親子で絵本を楽しむ「赤ちゃん広場」を開催し、読書への関心を形成します。

◆中・高校生向けの図書館サービスの充実

中・高校生の読書や図書館の取り組みへの関心を高めるため、若年層の興味や関心に応じた本を収集・紹介するなど、ティーンズ向けの資料や情報提供の充実を図るとともに、出前講座やブックトーク、学校と連携したイベントを実施します。

◆学校図書館との連携

学校での読書活動や調べ学習を支援するため、学校図書館司書との情報交換や連携を通して、「授業・学習支援センター」による学校貸出しを推進します。

◆ボランティアの育成と活動支援

子どもの読書活動を支えるボランティアを育成するため、読み聞かせの技術や知識を高めるための講座の開催やボランティア活動への支援を行います。

◆ICTを活用した子ども読書活動の支援

小・中学生が、本や図書館に関する情報を簡単に入手できるよう、学校等で使用するタブレット端末を活用するとともに、時事に合わせたおすすめ本の紹介や調べ学習の支援など読書情報の充実を図ります。

【指標】

| 指標名 | 令和 6 年度実績値 | 令和 12 年度目標値 |
|---------------|------------|-------------|
| 図書館での児童図書貸出冊数 | 766, 235 冊 | 790, 000 冊 |

交流と連携の推進

新しい知識や情報、人との出会いを創出する機会を提供するため、中央図書館だけでなく、まちなか図書館をはじめとした分館などを含め、身近な公共施設として豊富な情報資源をもつ図書館という空間を、地域住民のみならず、多くの人々が学び合う活動の場とすることで、ふるさと豊橋のまちづくりにつなげます。

【現況と課題】

- 地域の情報拠点である図書館は、図書や郷土資料の貸出・閲覧といった基本的なサービスを提供するだけでなく、地域の交流拠点としての役割も担っていくことが求められています。
- 豊富な情報資源を活用して、生涯学習に役立つ多様な情報を提供し、地域の課題解決を支援していく必要があります。
- 人と人とのつながりが希薄化する中、地域への愛着と誇りがもてるよう、郷土愛やまちづくりの当事者意識を醸成することが期待されています。

【主な取り組み】

◆地域課題の解決支援

地域の情報拠点としての機能強化を図るため、暮らしに役立つ身近な情報から法律や経済等の仕事に役立つ情報など、多種多様な図書資料を収集・提供するほか、データベースや専門書の充実、レファレンス機能の強化を図ることで、地域課題の解決支援に取り組みます。

◆地域の人材と連携した活動の推進

「知」や情報の地域内循環を図るために、地域で活躍する多彩な人材や企業、団体等と連携してトークイベントやセミナー、企画展を開催するとともに、各分野の専門家による講座や講演会を開催し、知的好奇心を高める情報の提供や活動を推進します。

◆多世代・多文化間の交流機会の提供

多文化共生の地域づくりを進めるため、司文庫や多読図書などの外国語関連図書やまちなか図書館のインターナショナルスペースを活用し、多文化理解と交流を推進します。

◆郷土資料等を活用した地域情報の提供

市民の地域への誇りと愛着の醸成を図るため、郷土に関する情報が記載された図書や資料の網羅的な収集・保存に努めるとともに、羽田八幡宮文庫など地域に残る貴重資料を含め、資料を活用した展示や講座等を開催し、郷土への関心を高めます。

【指標】

| 指標名 | 令和6年度実績値 | 令和12年度目標値 |
|---------------------|----------|-----------|
| 図書館と外部の人材や団体との連携事業数 | 134 件 | 150 件 |
| レファレンス件数 | 1,455 件 | 2,200 件 |

基本政策IV 科学教育の推進

基本方針 1 科学を学び親しむ機会の充実

(1) 科学教育プログラムの充実

基本方針 2 質の高い科学教育の充実

(1) 科学教育の質向上

基本方針 3 科学教育の拠点づくり

(1) 科学教育の拠点機能の向上

取り組みの柱 IV. 1-(1) 科学教育プログラムの充実

自然や科学に親しみ、学ぶ機会の充実を図るため、誰もが身近な生きものから宇宙までを学ぶことができ、新しい発見や驚きに出会うことができる質の高い教育プログラムを提供します。

【現況と課題】

- 自然史博物館、視聴覚教育センター・地下資源館では、科学教育のすそ野を広げるため、話題性の高い魅力的な企画展やワークショップなどを通じて、自然や科学に触れ、学ぶ機会を提供しています。
- 地球温暖化や生物多様性の損失など、さまざまな地球規模での課題がある中、自然や科学に関する学習機会の必要性が高まっています。
- 時代の変化に合わせた教育プログラムへの対応が求められています。
- 科学教育に携わる職員の資質の向上や充実を図りながら、教育機関、研究機関、関連企業、周辺施設などの連携と協働を進め、科学教育の推進に向けた取り組みを一体的に行っていく必要があります。

【主な取り組み】

◆科学教育施設が連携した教育プログラムの実施

誰もが新しい発見や驚きに出会うことができるよう、自然史博物館、視聴覚教育センター・地下資源館、動植物園の連携をより一層進めるとともに、産官学の協力を得ながら、時代の変化に対応したワークショップ等の教育プログラムを提供します。

◆魅力ある科学映像作品の上映

自然や科学への理解や関心を深めるため、自然史博物館の大型映像で魅力ある番組を高画質の3D映像で上映するとともに、視聴覚教育センターのプラネタリウムでドーム映像作品の投映を行い、子どもから大人まで自然や科学を楽しく学ぶことのできる機会の充実を図ります。

◆市民とともに育てる博物館の推進

市民ボランティアとの協働を一層進めるため、ボランティアが活動しやすい環境を整え、市民とともに育てる博物館の実現を推進します。

【指標】

| 指標名 | 令和6年度実績値 | 令和12年度目標値 |
|-------------------------|----------|-----------|
| 大型映像・特別企画展・プラネタリウムの観覧者数 | 89,652人 | 92,000人 |
| 教育プログラムの参加者数※ | 47,783人 | 48,000人 |

※大型映像・特別企画展・プラネタリウムを除く

取り組みの柱 IV. 2-(1)

科学教育の質向上

科学への理解を深め、科学的な考え方を持つ人材を育むため、科学分野を網羅した体験型の教育を実施するとともに、調査研究成果と学術標本に基づく発展的な教育プログラムなど、質の高い科学教育を充実します。

【現況と課題】

- 気候変動による生物多様性の損失や資源の枯渇など、さまざまな地球規模の課題を科学的に理解するため、自然や科学に関する科学教育の重要性が高まっています。
- 質の高い教育プログラムを行うために、学芸員等による調査研究活動を拡充する必要があります。
- 博物館法の一部を改正する法律が令和5年4月に施行され、博物館資料のデジタルアーカイブ化の推進が努力義務となっています。調査研究による学術的価値の高い資料の収蔵数を増やすとともに、デジタルアーカイブ化を推進し、博物館資料を活用できる環境を整える必要があります。

【主な取り組み】

◆調査研究活動の拡充

博物館の専門性を高めるとともに、教育プログラムの質の向上を図るため、博物館が担う重要な機能の一つである調査研究活動を拡充し、成果を発信します。

◆博物館資料の充実

収集した資料の学術的情報を整理して登録番号を付し、展示や論文、学会やデジタルアーカイブ等で公開するなど標本資料の価値の向上と質の高い教育普及活動の基盤づくりに努めます。

【指標】

| 指標名 | 令和6年度実績値 | 令和12年度目標値 |
|--------------|----------|-----------|
| 学芸員の調査研究件数 | 57件 | 65件 |
| 科学教育施設の登録資料数 | 129,937点 | 160,000点 |

取り組みの柱 IV. 3-(1) 科学教育の拠点機能の向上

質の高い科学教育をより効果的に展開できる環境を整えるため、自然史博物館、視聴覚教育センター・地下資源館、動植物園の機能を高めるとともに、その機能を整理し、それぞれの特色を生かした科学教育の拠点づくりを一体的に推進します。

【現況と課題】

- 開館から半世紀が経つ視聴覚教育センター・地下資源館は計画的な改修が行われておらず、施設の老朽化や展示機器等の経年劣化が著しく進んでいます。
- 自然史博物館は、施設の老朽化や展示機器等の経年劣化が進んでいるため、計画的な改修が必要です。
- 収蔵スペースが年々手狭になり、貴重な博物館資料の管理と活用に支障をきたしているため、収蔵環境の充実を図っていく必要があります。
- 科学に親しみ学ぶことができ、より質の高い科学教育を提供していくために、視聴覚教育センター・地下資源館、自然史博物館、動植物園の機能を整理し、本市ならではの科学教育の拠点づくりを一体的に進めていく必要があります。

【主な取り組み】

◆科学教育の拠点施設整備

誰もが科学に親しみ、より質の高い科学教育に触れ、学ぶことができる拠点づくりを目指すため、自然史博物館、視聴覚教育センター・地下資源館、動植物園が一体となって整備を進めていきます。

◆博物館資料の次世代への継承

博物館の価値の向上と科学教育の推進のため、貴重な岩石・鉱物、化石、動植物標本等の博物館資料を将来にわたって適切に管理・保存し、有効に活用できるよう収蔵環境を整備します。

【指標】

| 指標名 | 令和6年度実績値 | 令和12年度目標値 |
|----------------------|----------|-------------|
| 自然史博物館の入館者数 | 678,288人 | 655,000人を維持 |
| 視聴覚教育センター・地下資源館の入館者数 | 105,052人 | 100,000人を維持 |



基本政策V 子ども・若者の健全育成

基本方針 1 青少年の健全育成

(1) 子ども・若者の健全育成活動の推進

子ども・若者の健全育成活動の推進

青少年が心身ともに健やかに成長することができるよう、学校、家庭、地域が連携し、見守り活動や啓発活動などの青少年健全育成活動を通して、健全育成に対する意識の醸成を図るとともに、必要とする場合は関係機関につなげるなど青少年を温かく見守る環境を整えます。

【現況と課題】

- 市内の刑法犯少年数は増加傾向にあり、街中の声かけ活動等の重要性が増しています。
- スマートフォンやSNSの普及など、青少年を取り巻く環境が大きく変化している中、健全育成の効果的な手法について検討が必要です。
- 青少年の指導、育成、保護等に関して総合的な施策を適切に実施するため、学校、保護者、地域、民間支援団体、警察等で情報共有し、連携した取り組みを進めていく必要があります。

【主な取り組み】

- ◆各小・中学校健全育成会の活動への継続的な支援
市内全域において青少年の健全育成を推進するため、各小・中学校区の健全育成会が行う健全育成に寄与する講演会の開催や見守り活動、啓発活動などに対し支援を行います。
- ◆「青少年健全育成のつどい」の開催
市民への青少年健全育成活動の定着を図るため、健全な青少年の手本となる活躍をした青少年や、青少年健全育成に尽力し貢献した個人・団体を表彰し、講演会を行う「青少年健全育成のつどい」を開催します。
- ◆豊橋市青少年問題協議会の開催
青少年の非行を未然に防ぐため、健全育成に関する効果的な手法の検討や関係機関の情報共有、連携を図る豊橋市青少年問題協議会を開催します。
- ◆「明るい家庭づくり推進大会」の開催
明るく対話のある家庭づくりへの市民意識の向上を図るため、明るい家庭づくりに関する作文・壁新聞の優秀作品の表彰を行う「明るい家庭づくり推進大会」を開催します。
- ◆地域合同補導の実施
各校区における非行につながる具体的な事例などの情報共有によって関係者の相互連携を図るため、少年愛護センターが行う非行防止に向けた地域合同補導を通じて、民生委員・児童委員やPTA役員等の地域住民に対して、警察OB職員による職務経験からの知見を生かした助言等を行い、地域、学校での声かけ活動を強化します。

【指標】

| 指標名 | 令和 6 年度実績値 | 令和 12 年度目標値 |
|---------------|------------|-------------|
| 青少年健全育成活動参加者数 | 160,828 人 | 268,000 人 |

基本政策VI 美術の振興と歴史文化の継承

基本方針1 美術や歴史に親しむ機会の充実

- (1) 美術に親しみ、歴史を学ぶ機会の充実
- (2) 調査研究、学芸活動の推進

基本方針2 文化財の保存活用と次世代への継承

- (1) 二川宿の保存と活用
- (2) 文化財を活用し伝える活動の推進

美術に親しみ、歴史を学ぶ機会の充実

人々が心豊かな生活を送るため、国内外の多様な美術作品や歴史資料を紹介する展覧会を開催し、見る喜びと知る楽しさを提供します。

【現況と課題】

- 美術鑑賞や歴史学習を通じて人々の知的好奇心と感性を揺さぶり、創造力や思考力、共感と寛容の精神を養い、豊かな人間性を育むことができるよう優れた作品や資料を紹介する展覧会を開催しています。
- 美術博物館を利用したことがない人も多くいるため、地域への関心や理解を深めることができるよう、身近で親しまれる施設となることが必要です。
- 来館者が高齢化傾向にある中、多様なニーズに対応した広く親しまれる施設とするため、家族連れや若い年代が来館する展覧会の開催や教育普及事業の推進が必要です。

【主な取り組み】

◆優れた美術作品や歴史資料を紹介する企画展の開催

人々の感性を豊かに育むため、日本や海外の優れた美術作品や貴重な歴史資料を紹介する企画展を開催し、鑑賞や学習を通じて多様な価値観や新たな感動を提供します。

◆地域の美術と歴史を紹介するコレクション展の開催

地域の美術や歴史に対する理解と愛着を深めるため、収蔵する美術作品や歴史資料を活用したコレクション展を開催します。

◆学校活動として展覧会を鑑賞する機会の提供

子どもたちが本物の作品や資料に触れ、感性や知性を豊かに育むため、小・中学校と連携した鑑賞授業を実施するなど、子どもたちの鑑賞活動や学習活動を推進します。

◆インターネットやSNSによる情報発信

拡散効果の高い広報活動により集客力を強化するため、ポスター、チラシなど従来の広報媒体に加え、ホームページやSNSによる情報発信をより積極的に推進します。

◆家族で参加できる教育普及事業の実施

若い世代に親しまれる博物館となるよう、子育て世代の親子や家族連れが気軽に参加できるベビーカーツアーや親子鑑賞会などの教育普及事業を実施します。

【指標】

| 指標名 | 令和 6 年度実績値 | 令和 12 年度目標値 |
|--------------|------------|-------------|
| 企画展の満足度 | 96.0% | 97.0% |
| 企画展の入場者数 | 35,595 人 | 54,000 人 |
| コレクション展の入場者数 | 57,411 人 | 60,000 人 |

取り組みの柱 VI. 1-(2) 調査研究、学芸活動の推進

地域文化への理解や愛着を深めるため、地域ゆかりの美術や歴史に関する資料を調査、研究、収集、保管し、展示や教育普及活動を通じて成果を広く発信します。

【現況と課題】

- 貴重な資料を市民の共有財産として後世へ継承するため、情報収集を行い、調査、研究、収集、保管を継続的に行うことが必要です。
- 学芸活動や博物館運営の充実と発展のため、学芸員の資質の向上を図ることが必要です。
- 地域の美術や歴史への関心や理解を広めるため、学芸員や友の会、ボランティアなどが連携して美術や歴史に親しむ機会を充実させることが必要です。

【主な取り組み】

- ◆収蔵資料や研究成果を基盤とする展覧会の開催
学芸員の調査研究活動や資料収集活動の成果を発信するため、収蔵資料や研究成果を活用したコレクション展や企画展を開催します。
- ◆展覧会や収蔵資料に関連する講座やワークショップ等の開催
美術や歴史に対する親しみと理解を深めるため、展覧会や収蔵資料に関連する講座やワークショップなど教育普及活動を行い、市民の自己実現や生涯学習に役立てます。
- ◆収蔵資料や研究成果の提供及び他館との相互交流
広く芸術文化を振興するため、他館との共同企画展や他館が主催する展覧会・事業へ、収蔵資料や研究成果を提供するとともに、博物館活動や調査研究を通じた相互交流を図ります。
- ◆学芸員の研修会等への派遣
学芸員の知識・能力・技術の向上を図るため、学芸員を企画展示や保存科学、教育普及などに関する専門研修会等へ派遣します。
- ◆美術や歴史に関わる市民との連携
地域の芸術文化活動を促進するため、友の会、ボランティアなど美術や歴史に関わる市民と連携し、展覧会の魅力や市民の共有財産である収蔵資料の価値を伝える活動を推進します。
- ◆学校連携と教育普及の推進
子どもたちの感性や思考力、郷土愛などを育むため、学校との連携を図りながら、学芸員によるアウトリーチ活動を通じて歴史教育や美術教育を推進します。

【指標】

| 指標名 | 令和 6 年度実績値 | 令和 12 年度目標値 |
|-------------|------------|-------------|
| 教育普及事業の参加者数 | 4,838 人 | 5,000 人 |
| 資料の活用点数 | 1,372 点 | 1,500 点 |

本陣、旅籠屋、商家が残る全国唯一の宿場町である二川宿への関心を高めるため、地域住民と一緒にしたPR活動や文化財保護活動を推進します。

【現況と課題】

- イベントや講座を担う人材が固定化されている中、継続して二川宿を全国にPRしていくため、市と協働する地域住民や若い世代の人材を広く募る必要があります。
- 貴重な歴史資源である、二川宿本陣、旅籠屋「清明屋」、商家「駒屋」を良好に維持管理していくための、長期的保存計画が必要です。

【主な取り組み】

- ◆二川宿本陣資料館と商家「駒屋」が連携した魅力的な行事の開催
二川宿を全国にPRするため、ひなまつりをはじめとした五節句などの行事を、二川宿本陣資料館と商家「駒屋」が連携し、地域住民と協働して開催します。
- ◆地域住民と協働したイベントの開催
地域住民の文化財保護意識を高めるとともに、継承していく若い世代の参画につなげるため、地域全体で取り組むイベントである「大行列」、「灯籠で飾ろう二川宿」などを開催します。
- ◆文化財建造物の長期的保存計画の作成と年次ごとの修繕の実施
貴重な歴史資源を常に良好な状態で保存・継承するため、長期的な保存計画を作成し、年次ごとの修繕を進めます。

【指標】

| 指標名 | 令和6年度実績値 | 令和12年度目標値 |
|----------------------------|----------|-----------|
| 二川宿を中心に関催する行事の参加者数 | 39,000人 | 43,000人 |
| 二川宿本陣資料館と商家「駒屋」の講座・イベント開催数 | 137回 | 160回 |

文化財を活用し伝える活動の推進

文化財を後世に守り伝える活動を推進するため、調査研究を進めることで文化財の価値を見出し、文化財の新指定や昇格指定を推進するとともに、文化財がもつ固有の魅力に基づいた史跡整備や展覧会など、ハード・ソフト両面での積極的な活用を図ります。

【現況と課題】

- 魅力ある文化財を保存し、継承するとともに、これを計画的に活用することが求められています。
- 調査研究により文化財を再評価するとともに、整備を進めて新たな魅力を創出する必要があります。
- ボランティア参加者の高齢化が進んでおり、文化財保護の新たな担い手の確保が必要です。

【主な取り組み】

◆文化財保存活用地域計画の推進

文化財を保護し継承するため、文化財保存活用地域計画に基づき調査を進めて文化財の価値をさらに高め、地域の活性化と文化財保護の強化を図ります。

◆文化財に関する調査研究の推進

文化財の価値づけを進めるため、遺跡の保存と活用を目的とする確認調査を実施するとともに、文化財全般の調査研究を積極的に推進し、豊橋市の歴史文化の本質を明らかにしていきます。

◆馬越長火塚古墳群や瓜郷遺跡、吉田城址の整備活用の推進

国指定史跡として評価が高い馬越長火塚古墳群や瓜郷遺跡、市民が関心を寄せる吉田城址を対象に、整備と活用を着実に進めて文化財の新たな魅力を創出するとともに、郷土愛を育む教育だけでなく、まちづくりや観光にも活用します。

◆市民への歴史情報の提供

文化財の保護に対する市民意識の向上を図るため、企画展示、歴史シンポジウム、講演会、体験講座や文化財の現地説明会などを通じて、最新の情報を市民に発信し文化財の理解者を育てます。

◆文化財を守り伝えるボランティアの育成

文化財保護の新たな担い手を育成するため、豊橋市文化財サポートーや豊橋湿原保護の会など、文化財を主体的に守り伝えるボランティアを養成します。

【指標】

| 指標名 | 令和6年度実績値 | 令和12年度目標値 |
|-----------------|----------|-----------|
| 文化財サポーターの延べ活動人数 | 416人 | 400人程度を維持 |
| 講座・講演会等の回数 | 37回 | 35回程度を維持 |

6 推進にあたって

未来を創る教育を実現するため、後期計画を以下の方針で進めます。

(1) 推進の体制

取り組みの柱に掲げる事業を総合的かつ計画的に推進するため、「こども基本法」、「豊橋市こども計画」の理念を踏まえつつ、教育委員会だけでなく、子育て支援、福祉、健康、文化、スポーツ、産業など教育に深く関連する市長部局との連携を継続して行います。

(2) 効果の検証

本計画の効果は、本市がこれまでに取り組んできた行政評価の仕組みを活用するとともに、あらかじめ設定した指標の実績や取り組み内容の進捗状況をもとに検証します。検証した結果に基づき、個々の事業について毎年、必要に応じて見直しや改善を行います。

附屬資料

1 第2次豊橋市教育振興基本計画後期計画策定会議

(1) 設置要綱

第2次豊橋市教育振興基本計画後期計画策定会議設置要綱

(目的)

第1条 豊橋市教育委員会は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、第2次豊橋市教育振興基本計画後期計画（以下、「後期計画」という。）を策定するため、第2次豊橋市教育振興基本計画後期計画策定会議（以下、「策定会議」という。）を設置する。

(策定会議)

第2条 策定会議は、別表第1に掲げる職にある者を会長及び委員として組織する。

2 策定会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 後期計画の策定に関する重要事項の調査検討及び調整

(2) 後期計画の策定の立案

(3) その他後期計画の策定に必要な事項の検討

3 策定会議は、会長が招集し、会務を総理する。

4 策定会議は、必要と認めたときは関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(有識者会議)

第3条 策定会議の下に、豊橋市附属機関設置条例（令和6年豊橋市条例第3号）第4条の規定に基づき、後期計画の策定に関する意見を求める目的とする有識者会議を置き、別表第2に掲げる職にある者を委員として組織する。

2 有識者会議は、会長、副会長を置く。

3 会長は、委員の互選とし、副会長は、会長が指名する。

4 有識者会議は、会長が招集し、会務を総理する。

5 有識者会議は、必要と認めたときは関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(幹事会)

第4条 策定会議の下に、後期計画の策定に関する必要事項の調査検討及び調整をすることを目的とする幹事会を置き、別表第3に掲げる職にある者をもって組織する。

2 幹事会は、会長が招集し、会務を総理する。

3 幹事会は、必要と認めたときは関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から後期計画策定の日までとする。

(庶務)

第6条 策定会議の庶務は、教育部教育政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、後期計画の策定をもってその効力を失う。

別表第1

| 職名 | |
|----|-------------------------|
| 会長 | 豊橋市教育委員会教育長 |
| 委員 | 豊橋市総務部長 |
| 〃 | 豊橋市財務部長 |
| 〃 | 豊橋市企画部長 |
| 〃 | 豊橋市市民協創部長 |
| 〃 | 豊橋市文化・スポーツ部長 |
| 〃 | 豊橋市こども未来部長 兼福祉事務所副所長 |
| 〃 | 豊橋市総合動植物公園長 |
| 〃 | 豊橋市教育委員会教育部長 |

別表第2

| 所属団体等 |
|-------------------|
| 豊橋市立小中学校長会（中学校） |
| 豊橋市立小中学校長会（小学校） |
| 豊橋市社会教育審議会 |
| 豊橋市美術博物館協議会 |
| 豊橋市内高等学校 |
| 豊橋市小中学校P T A連絡協議会 |
| 豊橋市自治連合会 |
| 学識経験者 |
| 豊橋市教育委員会教育部長 |

別表第3

| 職名 | | | |
|-----|-------------------------|----|-----------------------------|
| 幹事長 | 教育部長 | 幹事 | 文化・スポーツ部 図書館長 |
| 幹事 | 教育部 教育政策課長 | 〃 | 市民協創部 多文化共生・国際課長 |
| 〃 | 教育部 学校教育課長 | 〃 | こども未来部福祉事務所 子育て支援課長 |
| 〃 | 教育部 保健給食課長 | 〃 | こども未来部福祉事務所 こども若者支援センター長 |
| 〃 | 教育部 生涯学習課長兼 地域教育推進室長 | 〃 | こども未来部福祉事務所 保育課長 |
| 〃 | 教育部 美術博物館長 | 〃 | 総合動植物公園 自然史博物館長 |
| 〃 | 教育部 科学教育センター長 | | |

(2) 委員名簿

第2次豊橋市教育振興基本計画後期計画策定会議

| 役職 | 職名 |
|----|-----------|
| 会長 | 教育長 |
| 委員 | 総務部長 |
| 〃 | 財務部長 |
| 〃 | 企画部長 |
| 〃 | 市民協創部長 |
| 〃 | 文化・スポーツ部長 |
| 〃 | こども未来部長 |
| 〃 | 総合動植物公園長 |
| 〃 | 教育部長 |

第2次豊橋市教育振興基本計画後期計画策定有識者会議

| 役職 | 氏名 | 団体名 |
|-----|--------|--------------------|
| 会長 | 中村 三木也 | 豊橋市立小中学校長会 |
| 副会長 | 大江 晃正 | 豊橋市社会教育審議会 |
| 委員 | 鳥山 徳子 | 豊橋市立小中学校長会 |
| 〃 | 飯田 祐二 | 豊橋市美術博物館協議会 |
| 〃 | 寺田 安孝 | 愛知県立時習館高等学校 |
| 〃 | 安田 生男 | 豊橋市小中学校 P T A連絡協議会 |
| 〃 | 牧野 健一 | 豊橋市自治連合会 |
| 〃 | 松尾 由希子 | 愛知大学 |
| 〃 | 石川 和志 | 豊橋市教育委員会 |

第2次豊橋市教育振興基本計画後期計画策定幹事会

| 役職 | 職名 | 役職 | 職名 |
|-----|-------------------------|----|-----------------------------|
| 幹事長 | 教育部長 | 幹事 | 文化・スポーツ部 図書館長 |
| 幹事 | 教育部 教育政策課長 | 〃 | 市民協創部 多文化共生・国際課長 |
| 〃 | 教育部 学校教育課長 | 〃 | こども未来部福祉事務所 子育て支援課長 |
| 〃 | 教育部 保健給食課長 | 〃 | こども未来部福祉事務所 こども若者支援センター長 |
| 〃 | 教育部 生涯学習課長兼 地域教育推進室長 | 〃 | こども未来部福祉事務所 保育課長 |
| 〃 | 教育部 美術博物館長 | 〃 | 総合動植物公園 自然史博物館長 |
| 〃 | 教育部 科学教育センター長 | | |

2 策定経過

| 年 月 日 | 事 項 |
|------------|--|
| 令和7年3月 26日 | 教育委員会 3月定例会 |
| 5月 1日 | 第1回第2次豊橋市教育振興基本計画後期計画策定幹事会 ○後期計画の基本的な考え方について ※書面開催 |
| 5月 29日 | 第1回第2次豊橋市教育振興基本計画後期計画策定会議 ○後期計画の基本的な考え方について |
| 6月 2日 | 第1回第2次豊橋市教育振興基本計画後期計画策定有識者会議 ○後期計画の基本的な考え方について |
| 7月 1日 | 第2回第2次豊橋市教育振興基本計画後期計画策定幹事会 ○第2次豊橋市教育振興基本計画前期計画総括について ○第2次豊橋市教育振興基本計画後期計画の方向性について |
| 7月 4日 | 第2回第2次豊橋市教育振興基本計画後期計画策定会議 ○第2次豊橋市教育振興基本計画前期計画総括について ○第2次豊橋市教育振興基本計画後期計画の方向性について |
| 7月 15日 | 第2回第2次豊橋市教育振興基本計画後期計画策定有識者会議 ○第2次豊橋市教育振興基本計画前期計画総括について ○第2次豊橋市教育振興基本計画後期計画の方向性について |
| 7月 28日 | 教育委員会 7月定例会 |
| 8月 19日 | 市議会福祉教育委員会 ○第2次豊橋市教育振興基本計画後期計画の策定について ○第2次豊橋市教育振興基本計画前期総括について |
| 10月 16日 | 第3回第2次豊橋市教育振興基本計画後期計画策定幹事会 ○第2次豊橋市教育振興基本計画後期計画(素案)について |
| 10月 21日 | 第3回第2次豊橋市教育振興基本計画後期計画策定会議 ○第2次豊橋市教育振興基本計画後期計画(素案)について |
| 11月 10日 | 第3回第2次豊橋市教育振興基本計画後期計画策定有識者会議 ○第2次豊橋市教育振興基本計画後期計画(素案)について |
| 11月 26日 | 第4回第2次豊橋市教育振興基本計画後期計画策定幹事会 ○第2次豊橋市教育振興基本計画後期計画(素案)について |
| 12月 1日 | 第4回第2次豊橋市教育振興基本計画後期計画策定会議 ○第2次豊橋市教育振興基本計画(素案)について |
| 12月 17日 | 教育委員会 12月定例会 |

3 用語説明

あ

IC タグ

電波を利用した、非接触でデータの読み書きを可能とする装置。バーコードと違い、複数データの一括処理や正確な資料管理などが可能となり、利用者のサービス向上と図書館業務の作業効率化を図ることができる。

IoT

Internet of Things の略。建物、電化製品、自動車、医療機器など、多種多様な「モノ」がインターネットに接続することによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称。

ICT

Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称。これまで使われてきた「IT (Information Technology : 情報技術)」にコミュニケーションが具体的に表現されている。

ICT 支援員

教員の ICT 活用をサポートすることにより、ICT を活用した授業等を教員がスムーズに行うための支援を行う。

アウトリーチ

教育分野では、劇場や美術館などが館外で行う芸術活動をさす。自ら劇場などに出向かない人々に対し、芸術に関心をもたせることを目的として、出張コンサートやイベントなどを行うことをいう。

ESD (持続可能な開発のための教育)

Education for Sustainable Development の略。人類の開発活動に起因する現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、身近なところから解決に取り組むことで、新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行われる持続可能な社会の創り手を育む教育活動をいう。

生きる力

変化が激しく、新しい未知の課題に試行錯誤しながらも対応することが求められる複雑で難しい次代を担う子どもたちにとって、社会において自立的に生きるために必要とされる力をいう。「生きる力」の実現にあたっては、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てることが大切とされている。

イマージョン教育

教科内容を母国語でない外国語で学ぶことで、言語力を習得させる外国語教育法。

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいなど将来にわたる持続的な幸福を含む。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

う

え

AI

人間が持っている、認識や推論などの能力をコンピューターでも可能にするための技術やソフトウェア、コンピューターシステムの総称。人工知能とも呼ぶ。

ALT

Assistant Language Teacher の略。小中学校の英語の授業で、教員の指導の補助を行う。

英会話のできる豊橋っ子育成事業

「臆することなく外国の人々とコミュニケーションをはかろうとともに、英語で自分の意志や考えを伝えたり受け取ったりする英語運用能力を身につけ、ふるさと豊橋や日本の文化・伝統への理解と愛着を深め、発信することができる子ども」の育成を目的とした事業。

栄養教諭

学校における食に関する指導（食育）の推進に中核的な役割を担う教員。食に関する指導のほか、学校給食の栄養管理や献立作成、学校給食センターの衛生管理を行う。

エールーム

学校や教室へ行きづらさを感じる子どもの居場所として市が開設した教育支援施設。市内4か所（令和7年度末時点）の中学校に開設しており、校区を問わず全ての児童生徒が利用することができる。

SNS

social networking service の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのことを行う。

SDGs（持続可能な開発目標）

Sustainable Development Goals の略。2015（平成27年）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記された、2016（平成28年）年から2030（令和12）年までの国際目標。

エピペン

食物アレルギー等によるアナフィラキシーがあらわれたときに使用し、医師の治療を受けるまでの間、症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤。

OJT

On the Job Training の略。日常の業務を遂行する中で、職場の上司や先輩が、部下や後輩を意図的・計画的・継続的に指導・育成し、必要な資質・能力を身につけさせること。

外国人児童生徒初期支援コース

日本語に通じていない児童生徒が学校生活に適応するために通学する支援教室。中学生を対象とした「みらい東」「みらい西」と、小学生を対象にした「きぼう」を開設しており、8週間から10週間の日本語指導や生活指導を経て、在籍校へのソフトランディングを支援している。

お

か

科学教育

科学的な知識や考え方を養い、自然の事物・現象に対する理解・関心を高めることを目的とする教育。

学習指導要領

全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が学校教育法等に基づき定めたもの。時代の変化や子どもたちの状況、社会の要請等を反映させるため、約10年ごとに改訂される。

学校いのちの日

学校の安全・危機管理を再確認し、教職員・児童生徒が命の大切さについて考える日。2010年6月18日に発生した自然体験学習でのボート転覆事故で、尊い命が失われたことを風化させないよう、命の尊さについての講話、命をテーマにした授業などを行っている。

学校保健アドバイザー

専門職としての養護教諭の資質向上を図るため、経験年数の短い養護教諭を中心に訪問指導や助言を行う。

家庭教育

保護者がその子どもに対して行う教育。子どもが基本的な生活習慣や社会性を身につける上で重要な役割を果たす。

がん教育

健康教育の一環として、がんについての正しい理解と、子どもを含むがん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る教育。

GIGAスクール構想

Global and Innovation Gateway for All スクール構想の略。すべての児童生徒が情報化社会で必要な力を身につけられるようにすること。

キャリア教育

社会の変化に対応していく能力や、主体的に自己の進路を選択して決定できる能力を養い、社会人や職業人として自立するための生き方教育。

教育大綱

地方公共団体の長が策定する、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱。国の計画で規定される基本的な方針を参照しつつ、地域の実情に応じて策定される。

教員業務支援員

教員がその専門性を十分に発揮し、質の高い授業や教育活動を行うために、印刷物の作成や行事の準備など事務的な支援を行う学校配置の会計年度任用職員。

き

教科担任制

教科ごとに担当する教員が替わる指導形態。小学校では、基本的に学級担任がすべての教科の授業を担当するが、本市では一部教科担任制を導入している。

協働的な学び

探究的な学習や体験活動などを通じ、多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成すること。

くすのき相談センター

地域における特別支援教育のセンター的機能を果たすため、地域支援推進員が配置され、教育相談、教員向けセミナー及び就労支援を行っている。

健康教育

学校保健、学校安全及び学校給食や食に関する指導を包括したものであり、心身の健康を自ら保持増進するために必要な能力・態度を育成するための教育。

合同授業

小規模校ならではの少人数指導を重視しながら、普段取り組めない集団での学習環境を確保することで教育効果を高めることを目的として行われる、小規模校同士や小規模校と小規模校以外の学校と合同で行う授業。

校務支援員

愛知県が推進する「ラーニングの日」モデル事業の実施に伴う教職員の負担軽減のために、児童生徒の休みの確認や配布物の準備、給食管理などの事務的作業を行う学校配置の会計年度任用職員。

校務支援システム

平成28年度に近隣市と共同導入した、児童生徒の情報資産を高いセキュリティ環境下で管理できるシステム。校務の情報化により、教職員間の必要な情報の共有や校務の負担軽減を図ることができる。

こども基本法

日本国憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに関する政策を総合的に推進するためにつくられた法律。

個別最適な学び

子どもたちの多様な特性を尊重し、学習意欲を引き出すことを目的として、子どもたちの特性や理解度に応じて、最適化させた学習を提供すること。

コミュニティ・スクール

保護者代表や地域住民等から構成される学校運営協議会を学校に設置し、学校と地域が力を合わせて学校運営に取り組む仕組み。

し

児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後（放課後）に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るもの。

市民大学トラム

生涯学習機会の充実や仲間づくりを促進するために行われる豊橋市が主催する市民講座。

就学援助制度

経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品や修学旅行、入学準備にかかる費用を支援する制度。

授業・学習支援センター

教育会館を拠点に、市の教育資産を管理するとともにさまざまな資料や情報の提供を行い、子どもの調べ学習や教員の授業づくりなどをサポートする。

主体的・対話的で深い学び

特定の指導方法ではなく、学習活動を通して各教科・領域の「見方・考え方」を働かせて深い学びを目指す授業改善のための視点。

生涯学習

人々が生涯に行うあらゆる学習。学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習。

小規模特認校制度

小規模の小学校に、居住地域にかかわらず通うことができる制度。学校では、ゆったりとした環境の中で、さまざまな特色ある体験活動などを通じて、少人数の良さを生かした教育を受けることができる。

小中一貫教育

小学校と中学校が、目指す子ども像等を共有し、9年間を通じた系統的な教育を行うもの。

小中高特連携教育

豊橋市内の小・中学校及び高等学校、特別支援学校における教育活動の連携と系統化を図り、子どもたちの生きる力を育成する取り組み。

食育

様々な経験を通じて、「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むこと。

スクールアシスタント

外国人児童の多い学校で、国際教室担当教員の補助、保護者の通訳、連絡文書の翻訳などを行う。

す

スクールソーシャルワーカー

不登校や虐待、ネグレクトなど、児童生徒が抱える問題に対し、社会福祉の視点から支援体制を構築し問題の解決を図る専門職。

青少年教育

青年期にある人々を対象とした教育活動全般。学校教育だけでなく、社会教育施設や地域活動を通じて行われる多様な教育。

青少年健全育成活動

青少年の非行を未然に防ぐとともに健全な成長を支えるため、地域や家庭、学校関係機関と連携し、啓発や見守りなどを行う活動。

Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の新たな社会（Society）を指すことば。

体験格差

家庭等の状況や環境により、子どもたちの学校外における体験活動の機会に差が生じること。

地域教育

学校と地域が目指す子どものビジョンを共有し、お互いがパートナーとして連携・協働しながら学びを展開していくこと。

地域未来塾ステップ

退職教員や大学生スタッフが、不登校や経済的な事情により学習習慣が十分に身についていない小・中学生の学習支援を行う。

知と交流の創造拠点

図書の収集・提供を図る役割に加え、図書館という空間を通して図書と人、知識と人、情報と人、人と人などを直接結びつけ、まちづくりを創造する拠点。

ティーム・ティーチング

複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、授業において子どもたちを指導すること。

デジタルアーカイブ

価値ある資料を電子データとして記録し、長期保存・体系的管理を行うとともに、インターネット上に公開すること。時間や場所に制約されず閲覧・活用することができる。

デジタルコンテンツ

デジタルの形式で処理された文字・音・画像・データベースまたはこれらを組み見合った情報などのこと。

出前授業

市役所職員が講師となり、小学校・中学校へ出向き、市役所の仕事やまちづくりなどの話を提供する取り組み。

Do のびるん de スクール

児童生徒が、土曜日に多様な体験の場を楽しみ、今後の幅広い選択肢がもてるようになることをめざす取り組み。

トヨッキースクール

土日等休日を中心に、地域ぐるみの教育活動を実践する機会の提供や地域の人材を発掘することを目的とした取り組み。

とよはしアーカイブ

豊橋市図書館や美術博物館などが所蔵する郷土資料を中心に資料をデジタル化し、インターネットで公開しているデータベース。

豊橋市いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法に基づいて、平成28年に市が策定した基本方針。いじめの防止や早期発見、対処方法などについて総合的かつ効果的に推進するための取り組みなどを定めている。

豊橋市未来応援奨学金

経済的な理由で修学が困難な大学生、短大生、専門学校生に対して支給される、返済の必要のない給付型奨学金。

とよはし版 GIGA スクール

子どもたちの可能性を引き出し、学習効果を高めることができるよう、国のGIGAスクール構想を基に、タブレット端末を道具の一つとして活用し、個の学びを追求できるような授業や子どもが自らすすんで学び続けられるような学習を進めること。

とよはしほっとプラザ

不登校及びその傾向にある児童生徒に対して、学習や諸活動を通して社会的自立に向けて支援を行う教育支援施設。中央、東、西の市内3か所に開設している。仲間に囲まれ、ほっとできる場所にしたいという願いから、旧「麦笛ひろば」を名称変更した。

取り出し指導

日本語指導が必要な児童生徒に対して特別な教育課程を編成し、在籍学級から離れた別教室にて集中的に行う日本語指導のこと。

にじの子相談室

特別な支援の必要な子どもたちの個のニーズに応じた支援方法や就学、進路などの教育相談を行う機関。必要に応じて心理判定員による発達検査と面談相談も行う。

と

に

の

のびるんdeスクール

放課後の新たな学びの場として、すべての児童を対象に学校の授業にはないさまざまな体験活動を行い、子どもたちの好奇心を伸ばしたり、潜在能力を発掘したりすることを目的とした取り組み。

ふ

VUCA

Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の4つの単語の頭文字をとった造語。将来の予測が困難なことを指す際に使われる。

フードドライブ

個人や企業から寄贈された食品を、支援が必要な世帯へ無償で提供する取り組み。

文化財サポーター

市民が文化財保護の担い手になることを目的に設けられたボランティア組織。定例の勉強会を重ね、市主催の文化財活用イベントの補助や各種調査の補助などを行っている。

文化財保存活用地域計画

地域の文化財を総合的に把握して将来へ守り伝えるために、市町村が策定する文化財の保存・活用についての基本方針を示した計画。計画に基づき、文化財の活用を通して地域の活性化を図ることができる。

め

メディアコントロールチャレンジ

5項目（①メディア使用時間、②就寝時刻、③寝る前ノーメディア、④目の健康、⑤正しい姿勢）について、豊橋市独自に作成した指標から、自分に合った目標を選択し、目標を達成できるように取り組むこと。継続的な取り組みを通して、セルフコントロール力（メディアとうまくつきあっていくスキル）を高めること。ここでいうメディアは、スマートフォンやタブレットなど、ゲームや動画、コミュニケーションアプリを使用できる機器のことをいう。

や

ヤングケアラー

“本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていること”も・若者”的のこと。その責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

要保護児童対策ネットワーク協議会

要保護児童等にかかる関係機関により組織される協議会。協議会では、情報交換、連携、意識啓発等に関する協議をしている。

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

令和の日本型学校教育

2021年1月に、中央教育審議会が示した教育に関する答申。2020年代を通じて実現すべき教育の姿として、「個別最適な学び」や「協働的な学び」が提起された。

ら
れ

レファレンス

何らかの情報あるいは資料を求めている図書館利用者に対して、図書館職員が仲介的立場から、求められている情報あるいは資料を提供ないし提示することによって援助すること。レファレンスサービス、参考業務。

ワークライフバランス

仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

